

中間報告骨子案

目次

はじめに

第1章 公社化の基本的考え方

- 1 郵政事業の意義 1
- 2 郵便局及び郵便局ネットワークの存在意義 1
- 3 郵政事業の公社化の意義 3

第2章 公社の骨格

1 公社制度についての基本的な考え方

- (1) 郵政公社設立の考え方（基本法の枠組み） 10
- (2) 郵政公社への国の関与 10
- (3) 公社法制の構成 11

2 公社の設立等

- (1) 法人の設立 11
- (2) 資本金 11
- (3) 機関 12
- (4) 組織等 14

- ア 郵便局
- イ 郵政監察官の在り方
- ウ 簡易保険福祉事業団等の在り方
- エ 逓信病院の在り方

3 公社の経営

- (1) 中期経営目標及び中期経営計画等 18
- (2) 業績評価 18
- (3) 業務方法書 20

4 財務・会計

- (1) 企業会計原則 20

(2) 財務諸表等	20
(3) 郵便貯金資金及び簡易生命保険資金	21
(4) 借入金及び債券	21
(5) 外部監査	22
(6) 税制	22
(7) 各種手数料等の取扱い	23
5 公表	25
6 役員	
(1) 役員の身分等	25
(2) 役員の報酬等	25
7 職員	
(1) 職員の身分	26
(2) 職員の任免	26
(3) 職員の採用・登用	27
(4) 定年制度	27
(5) 職員の給与	28
(6) 利用貢献手当の見直し	28
(7) 退職手当	29
(8) 共済組合の組成	29
(9) 労働関係	30
(10) 宿舍制度	30
第3章 会社の業務	
1 総論	
(1) 業務の範囲	31
(2) 業務の委託	31
(3) 民間企業への出資の在り方	31
2 郵便	
(1) 現行郵便制度の骨格	33
(2) 公社化に際しての考え方	35

3	為替貯金	
(1)	現行為替貯金制度の骨格	37
(2)	公社化に際しての考え方	39
4	簡易生命保険	
(1)	現行簡易生命保険制度の骨格	42
(2)	公社化に際しての考え方	44
5	郵便貯金・簡易生命保険の資金運用	
(1)	資金運用の現状	46
(2)	公社化に際しての考え方	46
6	その他の主な業務	
(1)	印紙の売りさばき	48
(2)	国庫金の取扱い	48
(3)	国債窓販その他の業務	48
(4)	その他受託業務	48
第4章	公社化により期待される効果	49
補論	郵便事業への民間事業者の参入に関する論点	52
1	参入の意義と課題	
2	具体的検討課題	
(参考)		
	郵便事業の現状	53
	為替貯金事業の現状	55
	簡易生命保険事業の現状	57
	その他の主な業務の現状	58

はじめに

郵政事業の公社化に関する研究会では、郵政事業の公社化及び郵便事業への民間事業者の参入について、平成13年8月以来5回にわたって意見交換を行うとともに、各地における公聴会や有識者からの意見聴取等を行ってきた。

郵政事業は、明治4年の郵便制度創設以来、郵便局を通じて、郵便、郵便貯金、簡易生命保険等の国民の日常生活に必要不可欠な生活基礎サービスを提供するとともに、国際ボランティア貯金、寄附金付郵便葉書等の提供により社会福祉の増進にも寄与してきたところである。また、全国約24,700の郵便局は、国民に最も身近で、親しみのある公的機関として、郵政三事業のほか、ひまわりサービスやワンストップサービスなどの提供を通じて地域社会のコミュニティ機能の中核を担っており、特に、今後、市町村合併が進んでいく中で、その存在意義は一層高まっていくものと考えられる。こうした郵便局・郵便局ネットワークは、国民共有の生活インフラとして地域社会にとって必要不可欠な存在となっており、各地における公聴会や有識者からの意見聴取等においても高く評価されているところである。

少子高齢化、金融ビッグバンの進展、老後の生活不安の高まりの中で、郵政事業及び郵便局・郵便局ネットワークがこれまで果たしてきた意義・機能はその必要性が高まっており、本研究会では、公社化後もこれらを引き続き確保し、充実させていくことが必要との認識の下、郵政事業の実施主体を国から国営の新たな公社に改めるに際し、これまで以上に経営の効率化を図るとともに、国民利用者の利益の増進を図るためには、公社制度はいかにあるべきかという視点から検討を進めてきた。

この中間報告骨子案は、本研究会におけるこれまでの議論を踏まえ、公社制度に関し、その制度設計についてさまざまな考え方が存在する中で、現段階における本研究会の考え方を提示するものであり、今後、パブリックコメントの結果等も踏まえ、さらに検討を深めていくこととしている。また、今後、政府内においても所要の調整を要するものである。なお、郵便事業への民間事業者の参入については、ワーキンググループを設置し検討を行ってきたが、検討課題が多岐にわたるため、現段階においては論点の整理にとどめざるを得なかった。今後引き続き鋭意検討の上、早急に具体案をまとめていきたいと考えている。

第1章 公社化の基本的考え方

1 郵政事業の意義

- (1) 郵政事業とは、現行法上は、国が一体的に経営する郵便、郵便貯金、簡易生命保険等総務省設置法第4条第79号に規定する事業及び業務をいう。
- (2) これらの事業及び業務は、明治4年の郵便制度創設以来、国民の身近に存在する郵便局を通じて取り扱うべきと判断された事業及び業務であって、順次法改正により追加されてきている。
- (3) その特徴をとらえれば、郵政事業とは、国民の身近に存在する郵便局を通じて、
ア 全国あまねく、公平に、なるべく安くという理念の下に郵便、郵便貯金、簡易生命保険などの国の事業を提供するとともに、
イ 年金恩給の支払い、印紙の販売等の国の業務、
ウ 住民票の写しの交付等の地方公共団体等から委託を受けて行う業務等を独立採算により一体的に提供しているものということができる。
- (4) このように、郵政事業は郵便局ネットワークを活用して、国民の日常生活に必要な生活基礎サービスを一体的に提供し、地域の拠点として地域社会の発展に貢献しているものであり、公社化にあたっては郵政事業のこうした意義・機能を引き続き確保し、充実させていくことが求められるものと考えられる。

2 郵便局及び郵便局ネットワークの存在意義

- (1) 郵便局ネットワークは、明治4年の郵便制度創設に伴い、郵便物の送達ネットワークが整備されたことに始まる。その後、郵便を利用した送金手段として郵便為替・郵便振替が、また、郵便局という拠点を活用した貯蓄手段・保障手段として郵便貯金・簡易生命保険が開始され、今では、さまざまな国の業務や受託業務も取り扱われている。
- (2) 三事業等を一体的に提供することにより、効率的なサービスの提供が可能となり、約24,700の郵便局を離島、山間部を含め、全国各地にあまねく設置しているところである。こうした郵便局ネットワークは、地域に密着した最も身近な公的機関として、多くの国民に利用されており、ATM提携等を通じて民間企業にも開放されている。
- (3) このように、三事業等を一体的に提供する郵便局ネットワークは、130年間の国民の利用によって築かれてきた国民共有の生活インフラであり、セーフティネットである。郵便局に行けば様々な生活基礎サービスを利用できるという意味で地域社会にとって必要不可欠なものとなっている。すなわち、郵便局が身近に存在すること自体が長い歴史の中で国民に安心感を与え、地域社会のコミ

ユニティ機能の中核を担っているものである。

(4) 今回の公社化に際しては、郵便局及び郵便局ネットワークのこのような意義・機能を引き続き確保し、充実させていくことが求められるものと考えられる。

(参考) 郵政事業の変遷 (総務省設置法に郵政事業として規定される事業・業務の開始時期)

開始時期	事業・業務
明治4年(1871年)	郵便事業
明治8年(1875年)	郵便為替事業 郵便貯金事業
明治32年(1899年)	印紙の販売
明治39年(1906年)	郵便振替事業
明治43年(1910年)	年金恩給の支払い
大正4年(1915年)	国庫金の受払い
大正5年(1916年)	簡易生命保険事業
大正15年(1926年)	郵便年金事業 1
昭和24年(1949年)	電気通信省からの受託業務(電話交換、料金収納、公衆電話の維持・管理等) 2
昭和25年(1950年)	日本放送協会からの受託業務(放送受信契約の締結・変更・解約の取次ぎ、放送受信料の集金)
昭和36年(1961年)	国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合からの受託業務(長期給付金の支払) 3
昭和53年(1978年)	国民金融公庫 4、沖縄振興開発金融公庫からの受託業務(教育資金貸付けの申込みの受付等)
昭和63年(1987年)	国債の募集の取扱い及び元利金の支払
平成3年(1991年)	外貨両替並びに旅行小切手の販売及び買取
平成11年(1999年)	A T M提携サービス 宝くじの販売等
平成13年(2001年)	原動機付自転車等自賠責保険の受託販売 確定拠出年金制度への加入申込みの受付等 住民票の写し等の郵便局での交付

1 平成3年 簡易生命保険事業に一本化

2 昭和27年 日本電信電話公社、国際電信電話株式会社からの受託
現在 日本電信電話公社は、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社
電話交換、料金収納の受託は行われていない。

3 現在 国家公務員等共済組合連合会からの受託業務のみ

4 現在 国民生活金融公庫

3 郵政事業の公社化の意義

- (1) 郵政事業は、中央省庁等改革の一環として、「三事業一体として新たな公社（郵政公社）」が実施することとされた。（行政改革会議最終報告）
- (2) この公社化の意義は、政策の企画立案機能と実施機能の組織的分離という中央省庁等改革の基本的枠組みの下、国民の生活基礎サービスを郵便局ネットワークを活用して全国あまねく提供するという郵政事業の意義は引き続き確保しつつ、その実施主体を国から法律により直接設立される新たな公社に改め、組織、予算、定員等国の行政機関であることに起因する制約を外し（＝自律的かつ弾力的な経営を可能とする）、企業的経営手法を導入することにより、その経営の効率化やサービスの改善を図り、もって、公共性の高いサービスを、独立採算制の下で、引き続き全国あまねく提供することを可能とし、国民利用者の利益の増進を図ることにあると考えられる。
- (3) 以上のことから、国民利用者のニーズへの機動的な対応、サービスの質の向上、民間との連携等によるサービスの多様化等が図られるとともに、市町村合併が進んでいく中で、国民に一番身近な公的機関として、ひまわりサービス、ワンストップサービスなどの地域社会への貢献施策の一層の充実により、地域社会のコミュニティ機能の中核となる郵便局ネットワークの高度利用が進むことが期待される。

【考え方】

- 1 行政改革会議最終報告（以下「最終報告」という。）では、郵政事業について、次の方針が示されたところである。
 - (1) 郵政事業については、政策の企画立案機能と実施機能を組織的に分離するとともに、実施機能について自律的、効率的な運営の徹底を図るという中央省庁等改革の基本的な考え方の下、三事業一体として公社が実施することとする。
 - (2) 郵政事業等の国の現業は、「国民経済上必要なサービスを提供する公的責任をもった「国の経営する企業」であり、基本的に採算性、企業性格を有するものである」ため、次のような視点により見直すこととする。
 - ア 主体的で創造性に富む柔軟な業務運営を認めることを通じて、効率化を推進する。
 - イ 任務の適正な遂行を基本としつつ、組織・人員のスリム化、民間委託等を推進する。
 - ウ 国が責任をもって実施する必要がある部分については、そのために必要な仕組みを整備するとともに、国民に必要なサービスを確保するため、必要に応じ、制度的な手当てを行う。
- 2 中央省庁等改革基本法（以下「基本法」という。）は、最終報告を踏まえ、郵政公社について以下の基本的な枠組みを規定している。

- (1) 公社の経営については、独立採算制の下、自律的かつ弾力的な経営を可能とする。
 - ア 主務大臣の監督は法令で定めるものに限定する。
 - イ 予算及び決算は、企業会計原則に基づき処理し、毎年度の国会議決を要しないこととするなど統制は最小限とする。
 - ウ 経営に関する具体的な目標の設定、中期経営計画の策定及びこれに基づく業績評価を実施する。
- (2) 財務、業務及び組織の状況、経営目標、業績評価の結果その他経営内容に関する情報の公開を徹底する。
- (3) 職員については、設立法により、国家公務員としての身分を特別に付与し、その地位については次を基本とする。
 - ア 団結権、団体交渉権を有し、争議権は付与しない。
 - イ 一般職の国家公務員と同様の身分保障を行う。
 - ウ 総定員法令による定員管理の対象としない。
- 3 また、中央省庁等改革基本法を踏まえて閣議決定された「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月27日)において、総務省本省が所管する郵政事業の経営の基本的事項については、郵政公社の制度設計にあわせて、政策の企画立案と実施の分離という中央省庁等改革の基本方針を踏まえ、「政策の実施に関する機能」を公社に移管するために必要な措置を講ずることとされている。
- 4 これらを踏まえると、郵政事業の公社化の意義は、政策の企画立案機能と実施機能の組織的分離という中央省庁等改革の基本的枠組みの下、
 - (1) 郵便、郵便貯金、簡易生命保険などの国民の生活基礎サービスを郵便局ネットワークを活用して全国あまねく提供するという郵政事業の意義は引き続き確保しつつ、
 - (2) 事業の実施主体を国から法律により直接設立される新たな公社に改め、組織、予算、定員等国の行政機関であることに起因する制約を外し(=自律的かつ弾力的な経営を可能とする)、企業会計原則の導入等の企業的経営手法を導入することにより、その経営の効率化を図り、
 - (3) もって、公共性の高いサービスを、独立採算制の下で、引き続き全国あまねく提供することを可能とし、国民利用者の利益の増進を図ることにあると考えられる。
- 5 以上のことから、国民利用者のニーズへの機動的な対応、サービスの質の向上、民間との連携等によるサービスの多様化等が図られる。また、市町村合併が進んでいく中で国民に一番身近な公的機関として、ひまわりサービス(過疎地域の高齢者に対して外務職員による励ましの声かけや郵便物の集荷サービスを行うもの)や住民票の写しの交付等のワンストップサービスなどの地域社会への貢献施策の一層

の充実が図られ、地域のコミュニティ機能の中核となる郵便局ネットワークの高度利用が進むことが期待されるものである。

(参考)

行政改革会議最終報告(平成9年12月3日) 抜粋

行政機能の減量(アウトソーシング) 効率化等

1 基本的な考え方

- (1) 「新たな中央省庁の在り方」で述べたとおり、国の行政の役割を見直す基本的な視点は、「官から民へ」、「国から地方へ」にある。

この観点から行政を見直すことは、同時に、組織、事務・事業について、官民の役割分担、地方分権、民間能力の活用の見地からの見直しを徹底的に進めていくことでもある。

- (2) これに当たり、行政機能の減量(アウトソーシング)は、重要な課題となる。事務・事業の民営化、民間移譲を行うとともに、それが困難な事務・事業であっても、政策の企画立案機能と実施機能の分離という基本的な考え方に立って、実施機能については、外局(実施庁)制度及び独立行政法人制度を活用し、その自律的、効率的な運営の徹底を図る。

また、事務・事業において、行政機関自らが行う必要性が乏しく、民間に委託した方が効率的な事務・事業は、その委託を大幅に進める必要がある。

2 減量(アウトソーシング)の在り方

(1) 現業の改革

基本的な考え方

- ア 現在、現業としては、郵政事業、国有林野事業、造幣事業及び印刷事業があるが、これらの現業については、以下により抜本的に改革すべきである。
- イ 現業は、国民経済上必要なサービスを提供する公的責任をもった「国の経営する企業」であり、基本的に採算性、企業性格を有するものであるため、次のような視点による見直しを行う。
- a 主体的で創造性に富む柔軟な業務運営を認めることを通じて、効率化を推進する。
 - b 任務の適正な遂行を基本としつつ、組織・人員のスリム化、民間委託等を推進する。
 - c 国が責任をもって実施する必要のある部分については、そのために必要な仕組みを整備するとともに、国民に必要なサービスを確保するため、必要に応じ、制度的な手当てを行う。
- ウ 以上の観点に立ち、検討した結果、下記のとおり結論とする。

郵政事業

- ア 郵政三事業一体として新たな公社(郵政公社)とし、法律により、直接設立する。(5年後に郵政公社に移行)
- イ 新たな公社とすることにより、以下の点を実現する。
- a 独立採算制の下、自律的、弾力的な経営を可能とすること。
(事前管理から事後評価への転換)
 - ・ 主務大臣による監督は、法令に定める範囲内に限定。
 - ・ 予算及び決算は、企業会計原則に基づき処理するとともに、国による予算統制は必要最小限(毎年度の国会議決を要しない)。
(年度間繰越、移流用、剰余金の留保等を可能)

- ・ 中期経営計画の策定、これに基づく業績評価の実施。
(経営に関する具体的な目標を設定)
- ・ これらにより、民営化等の見直しは行わない(国営)
- b 経営情報の公開を徹底すること。
 - ・ 財務、業務、組織の状況、経営目標と業績評価結果など経営内容に関する情報の徹底公開。
- c 職員の身分については、設立法により、国家公務員としての身分を特別に付与すること。
 - ・ 団結権、団体交渉権を付与し、争議権は付与しない。
 - ・ 一般職の国家公務員と同様の身分保障を行う。
 - ・ 総定員法令による定員管理の対象から除外する。
- ウ 剰余金の国庫納付については、その是非を含めて合理的な基準を検討する。
- エ 資金運用部への預託を廃止し、全額自主運用とする。
- オ 郵便事業への民間企業の参入について、その具体的な条件の検討に入る。
- カ 報奨金制度については、経営形態の見直しに併せて検討する。

(参考) 新たな公社及び独立行政法人について

	新たな公社	一般の独立行政法人
性格	国の企業(国営)	国の事務・事業
基本的な考え方	独立採算の下に置かれ、企業性格の強い事業について、法人格を付与し、企業的な組織・業務運営を行う	公共的な事務・事業について、独立の法人格を有する法人を設け、弾力的・効果的な組織・業務運営によって、効率性・質・透明性の向上を図る
対象業務の性格	国民経済上必要なサービスを提供する事業であって、採算性、企業性格を有するもの	完全に民間の主体にゆだねることのできない公共的な性格を有する業務であって、国が自ら直接実施する必要があるとまでは言えない業務
職員の身分	国家公務員	業務の性格に応じて、国家公務員であるもの、国家公務員でないものの両類型あり
財源等	独立採算が基本	独立採算によることが適当でないものについては、国からの交付金など所要の財源措置
設立形式	個別の設置法により設置	共通法に基づき、法令により設置
その他	独立行政法人の仕組みのうち、中期的目標管理、評価など、新型公社においても応用可能なものについては、極力取り入れる	

第四章 国の行政組織等の減量、効率化等

第二節 現業の改革

（郵政事業）

第三十三条 政府は、次に掲げる方針に従い、総務省に置かれる郵政事業庁の所掌に係る事務を一体的に遂行する国営の新たな公社（以下「郵政公社」という。）を設置するために必要な措置を講ずるものとする。

- 一 郵政公社は、第十七条第七号ロに定めるところによる移行の時に、法律により直接に設置されるものとする。
- 二 郵政公社の経営については、独立採算制の下、自律的かつ弾力的な経営を可能とすること。
- 三 主務大臣による監督については、法令で定めるものに限定するものとする。
- 四 予算及び決算は、企業会計原則に基づき処理するものとし、その予算について毎年度の国会の議決を要しないものとするほか、繰越し、移用、流用、剰余金の留保を可能とするなどその統制を必要最小限のものとする。
- 五 経営に関する具体的な目標の設定、中期経営計画の策定及びこれに基づく業績評価を実施するものとする。

六 前各号に掲げる措置により民営化等の見直しは行わないものとする。

七 財務、業務及び組織の状況、経営目標、業績評価の結果その他経営内容に関する情報の公開を徹底するものとする。

八 職員については、郵政公社を設立する法律において国家公務員としての身分を特別に付与し、その地位については、次に掲げるところを基本とするものとする。

イ 団結する権利及び団体交渉を行う権利を有するものとし、争議行為としてはならないものとする。

ロ 一般職の国家公務員と同様の身分保障を行う。

八 職員の定数については、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）及び同法に基づく政令による管理の対象としない。

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号） 抜粋

（所掌事務）

第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

七十九 郵政事業として国が一体的に経営する次に掲げる事業及び業務に関する事

イ 郵便事業

ロ 郵便貯金事業、郵便為替事業及び郵便振替事業

ハ 簡易生命保険事業

二 イから八までに掲げる事業に附帯する業務、東日本電信

電話株式会社、西日本電信電話株式会社、日本放送協会、

国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫又は国家公務員

共済組合連合会から委託された業務及び電気通信事業法

（昭和五十九年法律第八十六号）附則第五条第一項に規定

する国際電信電話株式会社から委託された電報の取扱い

に関する業務、印紙の売りさばきに関する業務、年金及び

恩給の支払その他の国庫金の受入れ払渡しに関する業務、

国債、地方債又は政府が元本の償還及び利息の支払につい

て保証している社債その他の債券の募集の取扱い、証券の保護預り及び元利金の支払に関する業務、本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取りに関する業務、郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律（平成十年法律第七十八号）第四条第一項の規定により同法第二条第一項の金融機関から委託された金銭の受入れ又は払渡し等に関する業務並びに当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四号）第六条第五項に規定する受託銀行等から再委託された当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関する業務、郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）第二条第一項の規定により同項の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保険募集に関する業務並びに確定拠出年金法（平成十二年法律第八十八号）第六十一条第一項の規定により国民年金基金連合会から委託された業務及び同法第百九条第一項の規定による確定拠出年金運営管理業

第2章 公社の骨格

1 公社制度についての基本的な考え方

(1) 郵政公社設立の考え方（基本法の枠組み）

基本法に示された郵政公社設立の考え方は、以下のとおりである。

ア 郵政事業を一体として経営する新たな公社（郵政公社）を法律により直接設立する。

イ 郵政公社に民間企業的な経営手法を導入する。

独立採算制の下、自律的かつ弾力的な経営を行う。

経営に関する具体的な目標の設定、中期経営計画の策定及びこれに基づく業績評価を実施する。（予算の国会議決を要しない等その統制は必要最小限とする。）

公社の会計は、企業会計原則に基づくこととする。

経営内容に関する情報公開を徹底することとする。

ウ 郵政公社の職員は国家公務員の身分を有することとする。

(2) 郵政公社への国の関与

ア 国は、法令の定めるところにより、

政策目的の観点から、郵政事業が適正かつ確実に実施されるよう、

また、郵政公社の設立の趣旨に従い、郵政公社の経営が効率的に行われ、

郵政事業の健全経営が確保されるよう、

郵政公社の経営を監督するものとする。

イ 具体的には、事前管理から事後評価への移行を基本として、中期経営目標及び中期経営計画の認可、業績（中期経営目標達成状況）評価の実施、業績評価を踏まえた公社の長の任命及び解任、料金・約款等の認可、業務方法書の認可、報告聴取、立入検査、業務改善命令等を行うこととする。

【考え方】

郵政公社への国の関与（監督）は、政策目的の観点をふまえた郵政事業の適正かつ確実な実施の確保、及び公社設立の趣旨をふまえた郵政公社の健全経営の確保の2つの観点から行われるものである。

このため、中期経営目標及び中期経営計画の認可、業績（中期経営目標達成状況）評価の実施、業績評価を踏まえた公社の長の任命及び解任等を行うとともに、料金・約款等の認可、業務方法書の認可等を行うこととするものである。

さらに、報告聴取、立入検査、業務改善命令等の措置を行うこととするものである。

(3) 公社法制の構成

こうした基本的な考え方を、

郵政事業を経営する日本郵政公社（仮称）を設立するための所要の措置を規定した日本郵政公社法（仮称）（以下「公社法」という。）及び、

郵便法、郵便貯金法、簡易生命保険法等事業関係法令の改正に盛り込むこととする。

2 公社の設立等

(1) 法人の設立

公社法により、日本郵政公社（以下「公社」という。）を平成15年中（平成15年度）に直接設立するものとする。

【考え方】

平成15年中としているのは、基本法第17条第7号によるものである。

（参考）基本法第17条第7号

七 郵政事業について、次に掲げるところによること。

イ（略）

ロ 郵政事業の実施に関する機能を担う外局として置かれる郵政事業庁は、この法律の施行の日（注：平成10年6月12日）から起算して五年を経過する日（その日が郵政事業庁の設置の日（注：平成13年1月6日）から起算して二年を経過する日より前である場合は、同日）の属する年において、第三十三条第一項に規定する国営の新たな公社に移行すること。

(2) 資本金

ア 公社設立の際現に郵政事業特別会計、郵便貯金特別会計及び簡易生命保険特別会計（以下「郵政事業特別会計等」という。）に属する権利及び義務は、その時において公社が承継する。

イ 公社が郵政事業特別会計等から権利及び義務を承継したときは、基本的には、その承継された権利に係る資産の価額から承継された義務に係る負債の価額を控除した額が、公社の設立に際し政府から公社に対し出資されたものとし、当該金額を資本金の額とする。

ウ 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公社に追加して出資することができることとし、この場合、公社は、その出資額により資本金を増加するものとする。

【考え方】

1 郵政事業特別会計等に属する権利及び義務の承継

国は、「郵政事業庁の所掌に係る事務を一体的に遂行する国営の新たな公社を設立する」(基本法第33条第1項)こととされており、公社が国に代わって、郵政事業に係るサービスの適正かつ確実な提供を維持していくためには、公社設立の際、現に郵政事業特別会計、郵便貯金特別会計及び簡易生命保険特別会計に属する権利及び義務を、その時において公社が承継する必要がある。

これに伴い、郵政事業特別会計法、郵便貯金特別会計法及び簡易生命保険特別会計法は廃止することとする。

また、公社の設立に際して廃止される簡易保険福祉事業団に属する権利及び義務についても承継することとする。

2 政府からの出資

特別会計を廃止し、新たに設立される特殊法人にその権利及び義務を承継させる場合の通例に従い、基本的には、承継に係る資産の価額から負債の価額を控除した額が、政府から公社に対し出資されたものとみなすこととする。この場合、公社の会計は企業会計原則に基づき処理することとされていることから、これまで未認識だった資産(棚卸資産等)及び負債(退職給付引当金等)についても、承継の際に新たに計上することとする。

3 承継財産の価額の評価

公社が承継した財産の価額は、総務大臣が任命する学識経験者等の評価委員が評価した価額とし、その額を決定しようとするときは、公社の設立の日現在における時価を基準とすることとする。ただし、当該財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないとき認めるときは、当該財産の時価によらないことができることとする。

(3) 機関

ア 役員

公社に、役員として、公社の長、次長、理事及び監事を置くものとする。

公社の長は、理事会が決定する事項以外の事項の決定権を有するほか、理事会の決定に従い、また、自らの決定に従い、業務を執行するものとする。次長は、公社を代表し、上級役員として公社の長の職務全般の執行を補佐するものとする。また、理事は、公社の長が定める担当業務について長及び次長を補佐するものとする。

監事は、公社の業務を監査し、また、監査の結果に基づき必要があると認めるときは公社の長又は総務大臣に意見を提出することができるものとする。

理事及び監事のうち、一定数以上を公社の役職員又は政府の職員等であった者以外の者から任命するものとする。

イ 理事会の設置及び任務

公社に、理事会を置くものとする。

理事会は、公社の長、次長及び理事をもって組織するものとする。

理事会は、中期経営目標、中期経営計画の作成等重要事項について審議し、決定するものとする。

【考え方】

- 1 法人の意思決定機関には、法人の長が単独で決定する独任制と、多数決により決定する合議制がある。独任制は、迅速に決定が行われる利点はあるが、長の権限が大きくなりすぎる恐れがあり、一方、合議制は、慎重かつ適切な判断に資する面がある一方で、意思決定の迅速さを損ねる恐れがある。
- 2 公社については、その社会的、経済的影響力の大きさに鑑み、慎重かつ適切な経営判断が要請される。しかし、すべての事項を合議制により決定していたのでは、迅速性を著しく欠くこととなる。
- 3 こうしたことを踏まえ、公社に、役員（監事を除く。）を構成員とする合議制の理事会を設置することとし、中期経営目標の作成等重要事項に限って理事会に決定権限を付与することとする。
なお、理事会の決定事項以外の事項については、公社の長（及び権限を委譲された次長及び理事）の専決事項として、迅速な経営判断を行わせることとする。
- 4 なお、理事及び監事については、外部の知見を活用する観点から、一定数以上を公社の役職員、政府の職員等であった以外の者から任命するよう義務付けることとする。

ウ 役員の任命

公社の長及び監事は、審議会（郵政審議会を改組したものを想定。以下同じ）の推薦に基づき、総務大臣が任命するものとする。

次長及び理事は、公社の長が任命するものとする。

エ 役員の任期

公社の長及び次長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とするものとする。

役員は、再任することができるものとする。

オ 役員の解任

総務大臣又は公社の長は、それぞれその任命に係る役員の職務の執行が適当でないため公社の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当

該職務を行わせることが適切でないとき等の場合には、その役員を解任することができるものとする。

【考え方】

1 役員任免について

- (1) 会社の長の任命については、適切な人材を選定するため、審議会の推薦に基づき、総務大臣が行うこととするものである。また、総務大臣は、業績評価（P. 18 参照）を踏まえ、長の再任の是非について判断し、また、職務の遂行が適切でないため業績が悪化したような場合には、任期途中であっても長を解任することができるものとする。
- (2) その他の役員については、会社の長の判断で自律的な経営が行えるよう長に任免権を付与することとする。
- (3) 監事については、会社の長、次長及び理事が行う会社の業務を監査するものであり、会社の業務執行を行う会社の長その他の役員から独立すべきものであることから、審議会の推薦に基づき、総務大臣が任免を行うこととする。

2 役員任期について

- (1) 会社の長の任期については、その経営責任を明確にするため、中期経営目標期間の間は一貫して経営を行わせることが望ましいことから、長の任期は、中期経営目標期間（4年）と一致させ、4年とすることとする。
- (2) 次長については、会社の長の職務を全面的に補佐する必要があることから、長の任期と一致させ、これを4年とすることとする。
- (3) 理事の任期については、会社の長が自ら任命した理事に業務を執行させることが望ましく、長がその任期中に理事の任免権を行使する機会を与えることが適当である。このため、理事の任期は長の任期の2分の1とし、2年とすることとする。
- (4) 監事については、その役割が年度ごとの業務監査が中心となることから、必ずしも会社の長の任期に連動する必要性はないこと、また、総務大臣による信任の機会を多く設けることを考慮し、その任期を2年とすることとする。

(4) 組織等

ア 郵便局

郵便局の意義を踏まえ、会社は、郵便、郵便貯金等及び簡易生命保険をあまねく提供するための拠点として、郵便局を設置するものとする。

【考え方】

- 1 郵便局は国民共有の生活インフラであり、地域社会において必要不可欠な存在と

なっている。こうした郵便局の意義を踏まえ、公社は、郵便、郵便貯金等及び簡易生命保険をあまねく提供するための拠点として、郵便局を設置するものとする。

- 2 会社の内部組織等については、自律的かつ弾力的な経営を図る観点から原則として法定しないこととする。

イ 郵政監察官の在り方

司法警察員である郵政監察官を公社に置くこととし、これに関する規定を公社法に置くこととする。

【考え方】

郵政事業に対する犯罪を捜査するため、公社に司法警察員である郵政監察官を置くこととする。

ウ 簡易保険福祉事業団等の在り方

簡易保険福祉事業団の在り方

簡易保険福祉事業団は廃止し、必要な機能に限定して公社に移行することとする。

【考え方】

特殊法人等改革の議論も踏まえつつ、次の方向で見直しを行うこととする。

1 組織形態の在り方

ア 簡易保険福祉事業団は、簡易生命保険の負う使命の達成に資するため、加入者福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行うことを目的として、昭和37年、もともと国（旧郵政省）が行っていた加入者福祉施設の設置・運営業務の代行機関として設立された法人である。

イ 公社化に伴い、国とは別人格の公社が設立されることから、簡易保険福祉事業団を存続させる積極的意義がなくなるため、公社に統合し、事業団を廃止することとする。

2 業務の在り方

業務全般について、大幅な見直しを行い、必要な機能に限定して公社に移行することとする。

(1) 加入者福祉施設の設置・運営事業

ア 加入者福祉事業は、簡易保険加入者の健康を維持し、その福祉を増進するのみならず、加入者とのつながりを確保することにより、死亡率の安定や契約の維持を通じて、健全な事業経営基盤を確保する観点から、簡易生命保険事業では、大正5年の創業以来、保険給付事業と併せて実施してきており、その一環

として簡易保険福祉事業団が老人福祉施設等の加入者福祉施設を設置・運営している。この加入者福祉施設の設置・運營業務に要する費用は、原則、国の負担とされているが、その源泉は一般会計財源ではなく、簡易生命保険加入者が任意に支払っている保険料である。

イ 簡易生命保険加入者が任意に支払っている保険料により営まれていることを踏まえ、加入者利益の視点に立ち、郵政事業の効率的運営と適切なサービス受益確保の両面から、以下の方向で検討を行うとともに、公社に移行することとする。

郵政事業の効率的運営を図る視点から、不採算施設の統廃合、組織・定員の徹底したスリム化や、民間委託化等運営の外部化を一層推進するなど抜本的改革を行う。

適切なサービス受益確保の視点から、障害者・高齢者対応や健康維持機能の強化など、加入者にとって特に有用な機能を重視した事業運営を行う。

(2) 郵貯・簡保の資金運用事業

郵貯・簡保が直接運用できない株式等の資産も組み込み、郵貯・簡保資金全体として幅広く分散投資を行うことによって、安定した運用収入の確保を図るために郵貯・簡保の資金運用事業を行っており、資金全体として適切なリスク管理・ポートフォリオ管理を行い、より効率的な運用を図る観点から、公社に移行することとする。

(3) 土地高度利用事業

郵便局上部への事務所等施設の合築及びこれらの施設の貸付業務を行うことにより、郵便局用地の高度利用を図るとともに、当該業務を通じて郵政事業の経営基盤の強化に資するために土地高度利用事業を行っているが、土地を貸し付けている郵政事業特別会計が廃止されることに伴い、業務自体を廃止することとする。

郵便貯金振興会の在り方

郵便貯金振興会は認可法人としては廃止。公社化に合わせ財団法人又は株式会社（公社子会社）へ形態変更する。

周知宣伝施設は国から公社に承継。閣議決定に基づき、廃止、民営化その他合理化を推進する。

【考え方】

- 1 郵便貯金周知宣伝施設は郵便貯金法に基づき国が設置。同法により管理運営を郵便貯金振興会に委託したもので、国から郵便貯金振興会に出資・補助は行っていない

い。

- 2 郵便貯金振興会は昭和44年財団法人として設立。昭和52年国有財産の運営責任の明確化の観点から認可法人化。昭和61年臨調最終答申に基づき民間法人化された。
- 3 平成13年8月10日、特殊法人等改革推進本部に報告された「特殊法人等の個別事業見直しの考え方について」において、民間法人化された特殊法人等についても、「自立化の原則」に則り、各省庁において法人のあり方を原点から見直し、年内に方針をとりまとめることが適当とされたところ。
- 4 今回の公社化により、周知宣伝施設が国有財産から公社財産となることに伴い、郵便貯金振興会は認可法人としては廃止。財団法人又は株式会社（公社子会社）へ形態変更する。
- 5 周知宣伝施設については、「民間と競合する公的施設の改革について」（閣議決定（平成12年5月26日））に基づき、個々の施設の経営成績を明確にし、廃止、民営化その他合理化を行う。

エ 逋信病院の在り方

逋信病院は、公社の職員等の健康を保持する事務を行うための公社の設置する医療機関とする。

逋信病院の経営に当たっては、企業会計原則に基づきその収支を明確にするとともに、組織、定員について効率化を推進することにより、経営基盤の強化を図る。

【考え方】

- 1 人力依存度の高い郵政事業においては、健全な労働力確保が、事業運営の基本であり、特に、バイクに乗務しての外務作業等、郵政事業特有の作業に係る疾病等の早期発見、早期治療を可能とする職員の健康管理は、円滑な事業サービスの提供に必要不可欠であり、現在、職域病院としての逋信病院がこの役割を担っている。
- 2 公社においても、郵政事業の円滑な運営のために、引き続き職員等の健康管理は重要である。
- 3 公社における逋信病院の経営に当たっては、企業会計原則に基づきその収支を明確にし、合理化、効率化等を一層推進することにより、経営基盤の強化を図る。

3 公社の経営

(1) 中期経営目標及び中期経営計画等

ア 公社は、4事業年度を1期とする「経営の具体的な目標」(以下「中期経営目標」という。)及び中期経営目標を達成するための計画(以下「中期経営計画」という。)を作成し、総務大臣の認可(認可に際しては審議会の意見を聴くこととする。)を受けるとともに、中期経営計画に基づき毎事業年度の経営に関する計画(以下「年度経営計画」という。)を定め、総務大臣に届け出るものとする。

イ 中期経営目標及び中期経営計画の内容は次のとおりとする。

中期経営目標

- ・ 郵政事業の適正かつ確実な実施に関する事項
- ・ 経営の効率性確保に関する事項
- ・ 経営の健全性確保に関する事項

中期経営計画

- ・ 事業計画
- ・ 予算
- ・ 資金計画(借入金及び債券発行の限度額を含む。)
- ・ 資金運用計画
- ・ 予定貸借対照表及び予定損益計算書

ウ 公社は、中期経営目標、中期経営計画又は年度経営計画を変更することができる。なお、総務大臣は、社会的経済的事情の変動により、認可した中期経営目標又は中期経営計画が著しく不相当となったと認める場合、審議会の意見を聴いた上でこれらを変更するよう命じることができるものとする。

エ 公社は、毎事業年度終了後に、当該事業年度における中期経営計画の実施状況を盛り込んだ事業報告書、中期経営目標期間終了後に、当該中期経営目標の達成状況を盛り込んだ事業報告書、をそれぞれ作成し、総務大臣に提出するものとする。また、総務大臣はこれらの事業報告書を承認を行った財務諸表とともに国会に報告するものとする。

(2) 業績評価

ア 総務大臣は、毎事業年度終了後及び中期経営目標期間終了後に公社の業績評価を行うものとする。すなわち、

中期経営目標期間終了後、総務大臣は事業報告書等を参考とし、中期経営目標の達成状況を調査、分析することとする。総務大臣は調査分析結果を考慮し、また、審議会の意見を聴いて当該中期経営目標期間における公社の業

績評価を行う。

また、毎事業年度終了後においても同様に、総務大臣は、当該事業年度における中期経営計画の実施状況について評価を行う。

イ 総務大臣は、評価の結果必要がある場合には、あらかじめ、審議会の意見を聴いて公社に経営の改善に必要な措置を命ずることができるものとする。

ウ 総務大臣は、評価結果を国会に報告後、公表するものとする。

【考え方】

- 1 中期的目標管理については、基本法でその導入が求められているところである。その意義は、特殊法人等で通例行われている事前管理の手法である予算統制に代わり、中期経営目標等を定め、総務大臣が事後的にその達成状況を評価することにより、

郵政事業を構成する事業及び業務の目的に従い、公社の事業及び業務が適正かつ確実に実施されるよう、

また、公社の設立の趣旨に従い、公社の経営が効率的に行われ、健全経営が確保されるよう、

公社に促し、業績評価結果が公社の業務運営に反映されるようにするとともに、業績評価の結果必要がある場合には総務大臣が経営の改善に必要な措置を命ずることができることとするものである。

- 2 この観点から、中期経営目標の内容は、

郵政事業の適正かつ確実な実施に関する事項

経営の効率化確保に関する事項

経営の健全性確保に関する事項

とすることが適当と考えられる。また、中期経営目標を達成するための中期経営計画の内容については、

事業計画

予算

資金計画（借入金及び債券発行の限度額を含む。）

資金運用計画

予定貸借対照表及び予定損益計算書 等

とすることが適当であり、また、その作成にあたっては事業区分ごとの内容が明らかになるようにするものとする。

- 3 総務大臣は、事業報告書及び承認を行った財務諸表、業績評価結果を国会に報告することとする。これは、総務大臣は国会に対して公社の監督責任を負っており、公社の経営状況及びこれに対する業績評価を国会が把握できるようにしておく必要があるためである。

(3) 業務方法書

公社は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、総務大臣の認可を受けなければならないものとする。また、これを変更するときも同様とする。

【考え方】

業務方法書は、郵政事業の適正かつ確実な実施のため、業務の実施方法の要領を記載し、公社が業務執行にあたって従うべきルールを明確にするものであり、総務大臣の認可に係らしめることとする。

なお、総務大臣は、郵政事業の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、業務方法書の変更を命じることができることとする。

4 財務・会計

(1) 企業会計原則

公社の会計は、企業会計原則に基づき処理するものとする。

【考え方】

郵政事業の会計は、現在、財政法、会計法、郵政事業特別会計法等、国の会計法令に従って処理されているが、基本法第33条の規定を踏まえ、公社の会計は、「企業会計原則に基づき処理する」こととするものである。

(参考)

企業会計原則とは、「企業会計原則」(昭和24年7月9日経済安定本部企業会計制度対策調査会中間報告)を頂点とし、企業会計審議会によって定められた各種の下位の基準や、日本公認会計士協会による実務指針、明文化されていない企業実務上の会計慣行などから構成される会計処理の包括的な体系を指す。

(2) 財務諸表等

ア 公社は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他の書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、監事及び会計監査人の意見をつけて総務大臣に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

イ 財務諸表においては、事業部門別の財務状況を明らかにするものとする。

ウ 総務大臣は、財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならないものとする。

エ 公社は、総務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事

務所に備えて置くものとする。

【考え方】

- 1 郵政事業の財務書類は、郵政事業特別会計法、郵便貯金特別会計法、簡易生命保険特別会計法施行令等において定められ、国の歳入歳出決算として、国会に提出されている。
- 2 公社は、郵政事業の実施に関して国から出資された経済資源に関する情報を、出資者及び監督者である国に説明する責任を負うものである。なお、当該説明責任は、国の主権者であり、郵政事業の利用者である国民に対しても充足される必要がある。
- 3 公社には、経営内容に関する情報公開を徹底すること（基本法第33条第1項第7号）が要請されており、説明責任の観点から、財務諸表には、各事業部門の財務内容を明らかにした書類を含めるものとする。

(3) 郵便貯金資金及び簡易生命保険資金

公社は、郵便貯金資金及び簡易生命保険資金をその他の資金と区別し、それぞれ、確実に有利な方法により、公共の利益の確保にも配慮し、かつ、市場に与える影響を勘案しつつ運用するものとする。

【考え方】

- 1 郵便貯金資金及び簡易生命保険積立金は、それぞれ特定された運用対象のもと、確実に有利な方法により、かつ、公共の利益の確保にも配慮しつつ、運用されている。
- 2 公社においても、健全経営の確保の観点から、郵便貯金資金及び簡易生命保険資金について、その他の資金と区別し、確実に有利な方法により、公共の利益の確保にも配慮し、かつ、市場に与える影響を勘案しつつ運用するものとする。

(4) 借入金及び債券

ア 公社は、中期経営計画の限度額の範囲内で、借入金をし、又は債券を発行することができるものとする。

イ 公社は、借入金をし、又は債券を発行したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならないものとする。

【考え方】

- 1 現在、郵政事業においては、郵政事業特別会計法及び郵便貯金特別会計法の規定により、借入金若しくは一時借入金をし、又は債券を発行することができることとされており、その借入金等の限度額については、予算をもって国会の議決を経ることとされている。

- 2 公社においても、事業設備（郵便局舎、機械器具等）の取得・維持、業務運営上の資金繰りの確保等のために、資金の調達を可能とする。ただし、運用に充てることを目的とした資金の調達は行わない。
- 3 なお、現行、簡易生命保険特別会計は、郵政事業特別会計に貸付けを行っており、公社においても、各事業の健全経営の観点から、各事業間の資金融通については、市場金利を勘案した金利を付して行うことができることとする。

(5) 外部監査

公社は、財務諸表及び事業報告書（事業報告書については、会計に関する部分に限る。）について、監事の監査のほか、総務大臣が選任する会計監査人の監査を受けなければならないものとする。

【考え方】

- 1 公社の財務諸表等の合规性及び客観性を担保するため、外部の独立した機関であり、企業会計に関する職業専門家である会計監査人に財務諸表等を監査させることとする。
- 2 会計監査人の独立性を確保する観点から、会計監査人（公認会計士又は監査法人）の選任は、総務大臣が行うものとし、会計監査人は公社の利害関係者であってはならないものとする。また、公社と会計監査人の関係が固定化することにより、監査の客観性が損なわれることを避けるため、会計監査人には任期（1年）を設けるものとする。
- 3 会計監査人は、何時でも、公社の会計帳簿を閲覧し、役職員に対して会計に関する報告を求めることのほか、公社の業務及び財産の状況を調査すること等を可能とするものとする。なお、選任した会計監査人が職務遂行にふさわしくない状況（職務上の義務違反等）に立ち至ったとき、総務大臣は、当該会計監査人を解任することができるものとする。

（参考）

公社は、国の全額出資による設立を予定しているため、会計検査院法に基づき、引き続き、会計検査院の検査対象となる。

(6) 税制

公社に係る課税関係については、郵政公社の位置付け、公社の行う郵政事業の公共性等に鑑み、所要の税制措置を講ずる必要がある。

【考え方】

- 1 現在、国に対する、所得課税（法人税等）及び資産課税（固定資産税等）のほぼすべてが、非課税とされているところである。

固定資産税に代わるものとして、宿舎等にかかる固定資産税相当分については、国有資産等所在市町村交付金制度がある。

- 2 公社は、国とは別の法人格を有することになることから、公社に対する税金について整理する必要があるが、公社の位置付け、公社の行う郵政事業の公共性等に鑑み、所要の税制措置を講ずる必要がある。

（参考）「国、独立行政法人、旧三公社の税制措置」：別紙

(7) 各種手数料等の取扱い

公社が国等に対して納付する手数料等のうち、公社の業務運営上必要と認められるものについては、公社に対して当該手数料等の支払いを免除する規定を設けることとする。

【考え方】

公社は国民経済上必要不可欠なサービスを提供するものであり、現行と同様に高い公共性を有するものである。そこで、公社を国と同様に取扱い、事業の運営にあたらせることが妥当であり、その業務運営上必要と認められる手数料等については国等への納付を免除することとする。

国、独立行政法人、旧三公社の税制措置

税目		国	独立行政法人 ¹	旧三公社
所得課税 所得に租税の負担能力(担税力)を見出して課税するもの	【国税】 ・所得税 ・法人税	非課税 非課税	非課税 非課税	非課税 非課税
	【地方税】 ・法人住民税 ・道府県民税 ・市町村民税 ・事業税	非課税 非課税 非課税	非課税 非課税 非課税	非課税 非課税 非課税
消費課税 財・サービスの消費に担税力を見出して課税するもの	【国税】 ・消費税	課税	課税	(存在せず)
	【地方税】 ・地方消費税	課税	課税	(存在せず)
資産課税等 資産を取得したり、保有したりしている場合、所得の稼得や財・サービスの消費に着目した場合には捉えきれない担税力に着目し、資産に対して課税するもの等	【国税】 ・地価税	非課税	非課税	(存在せず)
	・自動車重量税	課税	課税	課税
	・印紙税	非課税	非課税	非課税
	・登録免許税	非課税	非課税	非課税
	【地方税】 ・不動産取得税	非課税	非課税	直接、その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは非課税
	・自動車税	非課税	非課税	課税
	・固定資産税	非課税	自己以外の者が使用しているもの以外は非課税	不動産取得税と同様 ³
	・軽自動車税	非課税	非課税	課税
	・特別土地保有税	非課税	非課税	不動産取得税と同様
	・自動車取得税	非課税	非課税	課税
	・事業所税	非課税	非課税	非課税
	・都市計画税	非課税	非課税	不動産取得税と同様
	・水利地益税	非課税	非課税	非課税
	・共同施設税	非課税	非課税	非課税
・宅地開発税	非課税	非課税	課税	

1 独立行政法人のうち、国税にあっては、その資本の金額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして財務大臣が指定をしたもの、地方税にあっては、その資本の金額若しくは出資金額の全部が国により出資されることが法律において定められているもの又はこれに類するものであって、その実施している業務のすべてが国から引き継がれたものとして総務大臣が指定したものに対する税制措置

2 国は、所有する固定資産で国以外の者が使用しているものにつき、当該固定資産所在の市町村に対して、国有資産等所在市町村交付金を交付

3 旧三公社は、固定資産のうち、病院、診療所、研修用固定資産以外のものについて、当該固定資産所在の市町村に対して、公社有資産所在市町村納付金を納付(実質的には固定資産税の額の1/2)

5 公表

(1) 公社は、以下の事項について公表しなければならない。

- ア 中期経営目標
- イ 中期経営計画及び年度経営計画
- ウ 事業報告書（公社の組織、常勤職員数を含む。）
- エ 財務諸表等
- オ 役員の任免 等

(2) 総務大臣は、以下の事項について公表しなければならない。

- ア 業績評価結果
- イ 公社の長及び監事の任免 等

【考え方】

利用者及び主権者である国民に対して、公社の経営状況を明らかにするため、公社の経営情報の公表を公社及び総務大臣に義務付けるものである。

6 役員

(1) 役員の身分等

役員の身分は国家公務員とし、守秘義務等の服務義務を課すものとする。

(2) 役員の報酬等

- ア 役員については、特別職の職員の給与に関する法律及び国家公務員退職手当法（以下「退職手当法」という。）は適用しないものとする。
- イ 役員の報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その職務の内容と責任に応じ、かつ、公社及びその役員の業績が考慮されるものとする。
- ウ 公社は、役員の報酬等の支給基準を定め、総務大臣に届け出るとともに、公表するものとし、また、審議会がいつでも総務大臣を通じて公社に対して意見を述べるができるものとする。

【考え方】

- 1 役員は、国民全体の奉仕者たる国家公務員として職務執行の公正性、中立性及び国民の信頼を確保することが必要であり、それを担保するため、服務規定（守秘義務、政治的行為の制限等）及び必要な罰則規定を設けるものとする。
- 2 公社は、企業的経営が求められるものであるから、その経営責任を有する役員の報酬等については、公社の業績及び役員個々人の業績を考慮することができる公社独自の基準を定めることが適当であり、給与額が一律に法定されることとなる特別職の職員の給与に関する法律及び退職手当額が退職日の俸給月額、勤続年数等に応じて一律に決定されることとなる退職手当法は適用しないものとする。
- 3 役員の報酬等については、いわゆる「お手盛り」を防ぐため、公社は報酬等の支

給基準を総務大臣に届け出るとともに、審議会が報酬等の支給基準が「社会一般の情勢に適合したものであるか」を判断し、いつでも総務大臣を通じて公社に対して意見を述べるができるものとする。

また、公社の経営の透明性及び健全性を確保する観点から、報酬等の支給基準については公社において公表し、国民の監視の下に置くものとする。

7 職員

(1) 職員の身分

職員の身分は国家公務員とし、原則として国家公務員法の規定を適用するものとする。

【考え方】

- 1 公社職員は、国民全体の奉仕者たる国家公務員であり、職務執行の公正性、中立性及び国民の信頼を確保するため、現行同様、国家公務員法（以下「国公法」という。）に規定する服務規律を遵守する必要があるほか、公社業務の能率的運営を図るため、国公法に規定する他の各種根本基準・規律を引き続き適用すべきものである。

国公法の各種根本基準・規律

- 能力実証、成績主義による採用・任用。
- 職員の能率の発揮と増進を図ることを目的として勤務評定を実施。
- 意に反する降任・免職の事由を法定（身分保障）。
- 国民全体の奉仕者として公正性、中立性及び国民の信頼を確保するための服務規律（守秘義務、政治的行為の制限、営利企業への就職制限等）。

- 2 給与、職員団体に関する規定等は現行同様、適用除外とし、公社が労使交渉を経て自律的に決定できるものとする。

（参考）

職員については、

- ・ 団結する権利及び団体交渉を行う権利を有するものとし、争議行為をしてはならないものとする
- ・ 一般職の国家公務員と同様の身分保障を行うこと

とされているところ（基本法第33条第1項第8号イ、ロ）。

(2) 職員の任免

ア 職員は、公社の長が任命するものとする。

イ 公社の長の職員に対する任命権を部内の上級職員へ委任することができる

ものとする。

【考え方】

- 1 公社は、国とは別法人であるので、その職員の任命権を公社の長に属させるものとする。
- 2 また、公社は多数の出先機関と多くの職員をかかえており、公社の長がすべての任命行為を行うことは困難であることから、現行同様、部内の上級職員に任命権を委任できるものとする必要がある。

(3) 職員の採用・登用

- ア 公社自らの責任と判断により経営上必要な能力を有する職員を採用するため、人事院が行う既存の採用試験によらず、公社が採用試験を行うものとする。
- イ 選抜登用制度、人事評価制度の改善、充実を図るものとする。
- ウ 民間の人材を積極的に登用するため、中途採用、任期付採用の制度を活用するものとする。

【考え方】

- 1 現在、郵政事業職員の採用は、人事院が行う国家公務員採用 ・ ・ 種試験によるほか、郵政事業庁が行う郵政外務職員採用試験等によっている。
- 2 公社は、独立採算制の下、自律的・弾力的に郵政事業を運営することが求められていることから、経営ニーズに応え得る能力を有する者を自らの責任と判断で適宜適切に採用することが必要であり、そのための採用試験を公社自らが実施することができるようにする必要がある。
- 3 また、以前にも増して、意欲、能力、実績に基づく適材適所の人事配置、競争原理による任用の徹底を図るため、選抜登用制度、透明性、信頼性、納得性ある人事評価制度を確立するものとする。
- 4 さらに、専門能力等を有する職員の採用については、民間人材を活用するため、中途採用を積極的に実施するとともに、任期付採用の制度（任期付職員法、官民交流法等）を活用するものとする。

(4) 定年制度

- ア 職員の定年制度については、定年年齢60年を原則とするものとする。
- イ 職員の勤務延長及び再任用の制度を引き続き実施するものとする。

【考え方】

- 1 公社においても、適正な新陳代謝の促進により、職員の志気の高揚を図り、組織の活力を維持するとともに、より能率的な公務の運営を図る必要があることから、

現行同様、職員の定年年齢は60年（歳）を原則とする。

- 2 職務の特殊性等からその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合の勤務延長、定年退職者等の再任用を引き続き実施するものとする。

(5) 職員の給与

- ア 職員については、一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）を適用しないものとする。
- イ 職員の給与は、その職務の内容と責任に応じ、かつ、公社の業績及び職員の発揮した能率が考慮されるものとする。
- ウ 公社は、職員の給与の支給基準を定め、総務大臣に届け出るとともに、公表するものとする。

【考え方】

- 1 企業の経営を行う公社の職員の給与については、公社の経営判断で独自に（団体交渉を経て）支給基準を定めることが適当であることから、給与法の規定については引き続き適用しないものとする。
- 2 職員の給与は、職員の公社への貢献の反映、公社の給与支出の弾力化、業績向上に向けた職員の意欲喚起を図る観点から「職務の内容と責任に応じ、かつ、公社の業績及び職員の発揮した能率」を考慮して定められるべきものとする。
- 3 給与の支給基準については、公社の経営についての監督責任及び公社法の施行責任がある総務大臣に届け出るとともに、公社の経営の透明性及び健全性を確保する観点から、公社において公表し、国民の監視の下に置くものとする。

(6) 利用貢献手当の見直し

利用貢献手当については、これまでの勧奨実績を大きく反映した手当制度を改めるとともに、その名称を変更する。

郵便貯金については、顧客満足を向上するための営業活動を評価する制度に切り替え、併せて支給総額の抑制を図る。簡易生命保険については、その特質を踏まえつつ郵便貯金と同様の観点からの見直しを行い、実績のみならず職員の営業活動を総合的に評価する制度とし、併せて支給総額の抑制を図る。

【考え方】

- 1 国家公務員の給与は職員が発揮した能率を考慮するという給与の根本原則にかんがみると、職員が発揮した能率の適正な評価及び職員の業務への意欲向上に資する給与制度は、公社化後においても必要である。

- 2 利用貢献手当については、これまでの勸奨実績を大きく反映した手当制度を改めるとともに、その名称を変更する。

郵便貯金については、今日の金融環境等の変化に適切に対応していくため、顧客満足を向上するための営業活動を評価する制度とする。簡易生命保険については、多様化するお客さまニーズに的確に対応していくため、その特質を踏まえつつ郵便貯金と同様、顧客満足の向上に資するという観点からの見直しを行い、実績のみならず職員の営業活動を総合的に評価する制度とする。

- 3 利用貢献手当について、上記2の制度の見直しに併せて支給総額の抑制を図る。

(7) 退職手当

職員には、退職手当法を適用するものとする。

【考え方】

- 1 退職手当法は、原則として、常時勤務に服することを要する国家公務員に対して、特別職であるか、一般職であるかを問わず一律に適用されるものである。

現在、退職手当法の適用を受けていない国家公務員

再任用職員、特定独立行政法人の役員、国会議員の秘書（最高裁判所裁判官及び防衛庁職員については、退職手当法の特例を定めた法律が適用されている。）

- 2 公社職員は、常時勤務に服することを要する国家公務員であるほか、身分保障があり、長期勤続を前提とするものである点、他の国家公務員と同様であるので、公社職員には現行同様退職手当法を適用することが適当である。

(8) 共済組合の組成

公社及び公社の役職員に国家公務員共済組合法を適用し、公社の役職員をもって組織する公社共済組合を設立するものとする。

【考え方】

- 1 国家公務員については、国家公務員共済組合法（以下「国共法」という。）により、相互救済を目的とする社会保険制度として国家公務員共済組合を設置することとされており、これに基づき旧郵政省職員をもって組織する郵政共済組合が設立されている。
- 2 公社の役職員は、国家公務員としての身分を付与されるものであることから、他の国家公務員と同様に国共法を適用するものとする。
- 3 公社は、郵政事業を実施する国営公社として国から独立した法人であること、郵政共済組合を構成する職員の大部分が公社に移行するものであり、その規模も約30万人にのぼること等から、公社を一の職域として総務省とは別に公社の役職員をも

って組織する新たな共済組合を設立するものとする。

(参考)

郵政共済組合の組合員のうち、公社設立の日において公社の役職員とはならず、引き続き総務省職員である者は、総務省共済組合の組合員とするものとする。

(9) 労働関係

職員については、国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律を適用し、団結権・団交権を有するが、争議行為を禁止するものとするとともに、あつせん、調停及び仲裁については同法の定める制度によるものとする。

【考え方】

- 1 現在、郵政事業職員には、国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（以下「国労法」という。）が適用され、労働三権のうち団結権・団体交渉権が認められ、争議行為が禁止される一方、争議行為禁止の代償措置としてのあつせん・調停・仲裁制度が保障されている。
- 2 公社の職員については、「団結する権利及び団体交渉を行う権利を有するものとし、争議行為をしてはならないものとする。」（基本法第33条第1項第8号イ）とされている。
- 3 このように公社への移行に当たって、職員の労働三権の扱いに変化が生じないことから、現行と同様に国労法を適用するものとする。

(10) 宿舎制度

公社の職員及び宿舎を国家公務員宿舎法の適用対象外とし、公社において宿舎を設置・管理するものとする。

【考え方】

- 1 郵政事業特別会計が設置している宿舎及びその職員については、国家公務員宿舎法（以下「宿舎法」という。）の適用があり、宿舎の設置、管理は同法の規定によっている。
- 2 公社は、独立採算で事業経営を行うことから、必要な宿舎は自らの負担により設置すべきものであり、その設置する宿舎は、公社の経営資源の一つとして、公社自らの経営上の判断に基づき設置、廃止を自律的、弾力的にできる宿舎制度とする必要がある。
- 3 そこで、公社が設置する宿舎及びその役職員については、宿舎法の適用対象外とし、公社において宿舎を設置・管理するものとする。

第3章 公社の業務

1 総論

(1) 業務の範囲

公社は、現在、郵政事業として一体的に国が直接経営している事業及び業務を引き継ぐものとする。

【考え方】

基本法において、公社は「郵政事業庁の所掌に係る事務を一体的に遂行する」旨規定されており、現在郵政事業として一体的に国が直接経営している事業及び業務を引き継ぐこととする。

(2) 業務の委託

公社経営の効率化を進める観点から、外部に委託するほうが効率的な場合には業務の適正かつ確実な実施が担保されることを前提として委託を進めることとする。

このため、公社は簡易郵便局法等に定める場合及び一定の基準に合致する場合は、その業務の一部を委託することができることとする。

【考え方】

- 1 公社は郵政事業の適正かつ確実な実施を図るために設立されるものであり、原則的には業務は自ら行うのが基本と考えられる。
- 2 しかしながら、中央省庁等改革においては行政組織の減量、効率化が求められているところであり、公社経営の効率化を進める観点から外部に委託するほうが効率的な場合には、業務の適正かつ確実な実施が担保されることを前提として委託を進めることとする。このため、公社は簡易郵便局法等に定める場合及び一定の基準に合致する場合は、その業務の一部を委託することができることとする。

(3) 民間企業への出資の在り方

ア 公社は、経営の効率化や提供するサービスの質の向上等を図る観点から、一定の範囲で民間企業に出資することができるものとする。

イ 公社が出資できる事業の範囲は、公社の委託によりその業務の一部を行う事業及び公社の行う事業と密接に関連する事業とする。

【考え方】

- 1 郵政公社が公社化の目的とする経営の効率化やサービスの向上を積極的に進めるためには、組織、予算、定員等の制約を外すだけでなく、業務面においても、公

社の業務に密接に関連する民間企業のサービス、高度なノウハウ、専門的知見等を活用することが必要である。

一方、公社の提供するサービスは国民経済上必要不可欠なサービスであり、業務効率化やサービス向上を進めるために民間企業のサービス等を活用する際においても、公社の業務の適正かつ確実な遂行を確保する必要がある。

- 2 そこで、業務の運営上必要がある場合には、公社の業務運営上重要な委託先企業や公社の業務に密接に関連する業務を行う企業に出資を行い、その経営に対し一定の発言権を確保すること等により、安定的かつ継続的に当該民間企業のサービス等を受けられるようにすることとする。

2 郵便

(1) 現行郵便制度の骨格

ア 郵便事業の目的

郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的としている。

イ 商品・サービスの内容

郵便物の種類

郵便物の種類は、法律上、通常郵便物と小包郵便物に分類され、更に通常郵便物は、第一種郵便物から第四種郵便物までに分類されている。

提供条件については、法律に定めるほか、郵便物の差出し、運送、交付及び配達に関し必要な事項について省令において定めている。

特殊取扱

法律上、書留、速達、引受時刻証明、配達証明、内容証明、代金引換、特別送達、年賀特別郵便その他の特殊取扱を実施する旨規定されている。これらの具体的な提供条件については、省令に定められている。

また、法律上明示的に規定されているもののほか、その他の特殊取扱として省令の定めるところにより、翌朝郵便、新超特急郵便、配達日指定郵便、巡回郵便、新特急郵便、配達記録郵便、保冷郵便、本人限定受取郵便、電子郵便が実施されている。

【参考】

現在の郵便物の種類

種	類	内 容
通常郵便物	第一種郵便物	書状、郵便書簡、第二種から第四種に該当しないもの
	第二種郵便物	郵便葉書（通常葉書、往復葉書、小包葉書）
	第三種郵便物	郵政事業庁長官の認可を受けた定期刊行物
	第四種郵便物	通信教育用、点字等、農産種苗等、学術刊行物
小包郵便物		信書以外の物を内容とし、小包として差し出されるもの

現在の特殊取扱の種類

法定	書留、速達、引受時刻証明、配達証明、内容証明、代金引換、特別送達、年賀特別郵便
省令	翌朝郵便、新超特急郵便、配達日指定郵便、巡回郵便、新特急郵便、配達記録郵便、保冷郵便、本人限定受取郵便、電子郵便

ウ 料金

郵便料金は、法律上、郵便事業の能率的経営の下における適正な費用を償い、その健全な運営を図ることができるに足る収入を確保するものである

こととされている。

具体的な料金額については、原則として第一種郵便物及び第二種郵便物の料金並びに第四種郵便物のうち点字等を内容とするもの（無料）は法律において定められ、それ以外のものは省令において定められている。

エ 郵便切手類

国の発行

郵便切手類（切手及び料額印面）は、郵便料金の支払いのための証票として国が発行している。郵便制度における郵便切手類の採用は、郵便料金の前払いを可能とし、全国にあまねく設置された郵便ポストによる郵便物の引受けの制度（ポスト投函制）と一体となって、利用者に対する郵便の簡便な利用を保障している。

信用の確保

郵便切手類の信用を確保するため、郵便切手類の偽造・模造に対しては罰則が課されている。

寄附金付郵便葉書及び郵便切手の発行

事業の社会貢献策として、社会福祉等公益の増進を図るため、お年玉付年賀葉書などの寄附金付郵便葉書及び郵便切手の購入者が、当該郵便葉書及び郵便切手に表示された額の寄附金を社会福祉の増進を目的とする事業を行う団体等に寄附することを総務大臣に委託する制度を昭和24年12月から実施している。

オ 国際郵便

国際郵便は、万国郵便条約に基づき行われており、その業務については郵政事業庁が実施している。

【参考】国際郵便の業務

区分	主な具体的役務
各国の郵政庁（条約上の義務の履行体）が提供義務を負うもの	基礎業務...通常郵便物、小包郵便物 特別業務...書留、速達、受取通知、国際返信切手券の引換
条約上にサービスの内容が明記されているものの、実際の提供は各国郵政庁の任意とされるもの	特別業務...保険付、国際返信切手券の販売 その他...国際スピード郵便（EMS）、国際電子郵便
条約上にサービスの内容が明記されていないもので、サービス内容を含めて新規に各国郵政庁間で合意して実施するもの。	その他...国際別納(ダイレクトエントリー)郵便

カ 委託

郵便の業務のうち、郵便物の取集、運送及び配達（郵便物運送委託法）、郵

便切手等の販売（郵便切手類販売所等に関する法律）、郵便物の引受等の郵政窓口事務（簡易郵便局法）については、国以外の者に行わせることが円滑あるいは経済的な事業運営に資する場合、国による事業の実施の例外として法律の定めるところに従い、委託される業務方法の適正さを確保しつつ、契約により他の者に業務委託することができることとなっている。

(2) 公社化に際しての考え方（郵便事業への民間事業者の参入に関する議論とも関連するものであり、その結果を踏まえ修正されることもあり得るもの。）

ア 商品・サービスの内容

郵便物の種類

郵便物の種類としては、公社が取扱うべき郵便物の種類として一定の規格の通常郵便物（書状、葉書等）と小包郵便物を法令で規定することとし、さらに詳細な郵便物の商品設計は、郵政公社の経営判断により新設・改廃することを可能とする。

その際、提供条件のうち利用者の権利義務に重大な関係を及ぼす事項は法令で規定した上で、その他の具体的提供条件については、総務大臣の認可を受けて公社が作成することとする。

特殊取扱

公社が提供すべき特殊取扱として、書留、速達、引受時刻証明、配達証明、内容証明、代金引換及び特別送達を法令に規定するほか、総務大臣の認可を受けて特殊取扱を提供できることとする。

これら特殊取扱の条件は、総務大臣の認可を受けて公社が作成することとする。

【考え方】

1 郵便物の種類

公社化後も、国が郵便のユニバーサルサービスの提供を保障するため、公社が取り扱うべき郵便物の種類として書状、葉書を内容とする通常郵便物及び小包郵便物について、その規格を法令で明記する。利用者のニーズに機動的に対応出来るサービス体系を公社において設計できるよう、通常郵便物について更に細分化した種類は設けないこととし、公社において多様なサービスについて新設・改廃することを可能とする。

利用者保護の観点から、郵便物の取扱方法、損害賠償等、利用者の権利義務に重大な関係を及ぼす提供条件を法令で規定し、その他の具体的な役務提供条件については、総務大臣の認可に係らしめることにより、公社の役務提供条件の適正性を確保する。

2 特殊取扱

特殊取扱についても、郵便のユニバーサルサービスとして提供を保障すべき取扱について法令に規定し、引き続き公社に提供を義務付けることとし、その具体的な提供条件については、その適正性を確保するため、公社が作成して総務大臣の認可を受けることとする。

イ 料金

郵便料金については、収支相償を原則としつつ、公社による料金設定を可能とする。

現在の法定料金のうち、第一種郵便物及び第二種郵便物に相当する郵便物の料金については、総務大臣の認可に係らしめる。

割引料金、特殊取扱等その他の料金については、総務大臣への事前届出制とし、総務大臣の料金変更命令により料金の適正性を確保する。

【考え方】

- 1 郵便料金については、変化する社会経済環境の中で、公社が当事者能力をもって事業経営に当たることを可能とするため、収支相償を原則としつつ、公社による料金設定を可能とした上で、現在の法定料金については、原則として総務大臣の認可に係らせる。
- 2 その他の料金については、事前届出制とするが、事後的に問題が生じた場合には、総務大臣の料金変更命令を可能とする。

ウ 国際郵便

郵政事業庁が実施してきた万国郵便条約に基づく業務については、引き続き郵政公社が提供する。また、外国での送達を民間事業者に委託することにより、相手国郵政庁を介さずに行う国際郵便の役務を、具体的提供条件につき総務大臣の認可を受けて提供できるようにする。

【考え方】

- 1 万国郵便条約の業務を責任を持って履行するため、郵政事業庁が実施してきた条約に基づく業務については、引き続き郵政公社が提供する。その際、条約において各国郵政庁が提供義務を負うもの及び条約上提供義務を負わないが国民の利便性を高める上で重要なものについては、法令により公社に提供を義務づける。それ以外の条約に基づく業務については、公社が総務大臣の認可を受けて実施する。
- 2 また、グローバル競争の進展に柔軟に対応し、国際郵便の送達品質へのニーズの高度化に対応するため、外国における送達を民間事業者に委託することにより、相

手国郵政庁を介さずに行う国際郵便の役務を、具体的提供条件につき総務大臣の認可を受けて提供できるようにする。

3 為替貯金

(1) 現行為替貯金制度の骨格

ア 為替貯金事業の目的

国民生活にとって必要不可欠な基礎的な金融サービスである郵便貯金、郵便為替及び郵便振替（以下「為替貯金」という。）をあまねく公平に提供することを目的としている。具体的には、郵便貯金は、簡易で確実な貯蓄手段としてあまねく公平に提供することにより、国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的としている。また、郵便為替及び郵便振替は、簡易で確実な送金・債権債務の決済の手段としてあまねく公平に提供することにより、国民の円滑な経済活動に資することを目的としている。

イ 商品・サービスの内容

為替貯金の商品・サービスの基本的な内容は法律において定められている。

郵便貯金の種類としては、通常郵便貯金、積立郵便貯金、定額郵便貯金、定期郵便貯金、住宅積立郵便貯金及び教育積立郵便貯金の6種類が法定されており、また、郵便貯金は、小口個人を主たる対象とする簡易で確実な貯蓄手段であるとの本旨に沿って預入限度額が設けられ、その額は、現在、1人1,000万円までとされている。

郵便為替の種類としては、普通為替、電信為替及び定額小為替の3種類が法定されており、また、郵便振替の種類としては、払込み・振替・払出しの3種類が法定されている。

なお、万国郵便連合（UPU）の郵便送金業務に関する約定や2国間条約に基づく国際送金業務として、国際郵便為替及び国際郵便振替を行っている。

ウ 利率及び料金

郵便貯金の利率

郵便貯金の利率については、法律上の基本原則として市場金利の勘案、預金者利益の確保、民間金融機関の預貯金金利への配慮が定められている。この基本原則に基づいて定められた金利決定ルールに従って、総務大臣が具体的な利率を決定している。

なお、決定した利率が、民間金融機関の金利形成に強い影響を及ぼす恐れがある場合には、内閣総理大臣（金融庁長官）又は財務大臣の求めに応じて、総務大臣は協議をすることになっている。

郵便為替、郵便振替の料金

郵便為替及び郵便振替の料金については、法律上の基本原則として、コス

ト、経済事情、少額送金の利用者利便の参酌、一般の金融機関の送金又は債権債務の決済の手数料への配慮が定められ、また、金額段階（3段階）別の法定上限額が定められている。この法律に定める料金設定の枠内において、具体的な料金を省令で定めている。

なお、公共料金の払込み、多数若しくは定期的取扱い等に係る料金については、当該取扱いの特質を参酌して省令で定めることとされている。

エ 利用者保護の仕組み

国による支払保証

国は、簡易で確実な貯蓄手段である郵便貯金や簡易で確実な送金・債権債務の決済手段である郵便振替を確実に履行するため、国の直営事業とするとともに、これらに国の保証を行っている。

印紙税の免除

国民生活に必要な基礎的金融サービスである為替貯金を提供するに当たり、預金者等の負担の軽減を図るため、郵便貯金、郵便為替、郵便振替に関する書類は非課税とされている。なお、印紙税法第5条第2号の規定により、国が作成する文書は非課税とされている。

オ 金融に関するネットワークサービスの提供

ATM提携の実施

ATM提携サービスは、郵便貯金や民間金融機関の預金者等の利便の増進を図ること目的に、郵便貯金のオンラインシステムと民間金融機関のオンラインシステムを相互接続し、郵便貯金の預金者が民間金融機関のATM・CDを、民間金融機関の利用者が郵便局のATM・CDを相互に利用できるようにするもので、平成11年1月から実施している。

国庫金の取扱い

全国津々浦々に設置された郵便局等において、国民生活にとって重要な年金恩給等の支払や国税等の各省各庁の歳入歳出金の受入れ又は払渡しの取扱いを実施している。

国債窓販その他の業務

国民の健全な財産形成と個人による国債等の所有の促進を図ることを目的として、昭和63年4月から国債の募集の取扱い、元利金の支払等の取扱いを、国際化の進展に伴う国民のニーズに対応し、住民及び旅行者の利便向上を図ることを目的として、平成3年10月から、外国通貨の両替及び旅行小切手の売買の取扱いを実施している。

また、高齢期における所得の確保に係る自助努力を支援し、国民生活の安定と福祉の向上に寄与するための確定拠出年金制度に的確に対応するため、平成14年1月（予定）から、郵便局において、同制度への加入申込みの受

付けのほか、個人型年金の運営管理機関として、加入者に、郵便貯金や簡易保険に加え、投資信託等の民間金融商品を提示することとしている。

カ 国際ボランティア貯金等の実施

事業の国際貢献策として、民間の発意に基づく海外援助の充実に資するため、通常郵便貯金の預金者が、その利子を海外援助活動を行うボランティア団体に寄附することを総務大臣に委託する制度（国際ボランティア貯金）を平成3年1月から実施している。

また、日本国内において非常災害が発生した場合における事業の貢献策として、郵便振替の加入者がその口座の預り金を救援活動を行うボランティア団体に寄附することを総務大臣に委託する制度（災害ボランティア口座）を平成8年9月に創設している。

（補足説明）

郵便貯金の預入限度額については、以下の考え方から公社化後も現行どおりとする。

【考え方】

ア 郵便貯金の預入限度額は、郵便貯金が小口個人を主たる対象とする簡易で確実な貯蓄手段であり、国民の経済生活の安定を図るという制度の本旨に沿って設けられている。また、その水準は、国民の貯蓄ニーズや民間金融機関とのバランス等を考慮して設定している。

現在の預入限度額1,000万円は、国民の平均貯蓄目標額を参考に、郵便貯金を利用できる上限として設定している。また、信用面（預金保険制度における保険金額（1,000万円））、小口預金としての観点（民間預金の大口・小口の切り分け（1,000万円））からも民間金融機関との間でバランスを確保している。

イ こうした郵便貯金の政策目的や預入限度額の趣旨は、公社移行後においても同様であるため、預入限度額は引き続き1,000万円とする。

(2) 公社化に際しての考え方

ア 国の保証

郵便貯金及び郵便振替の国の保証については、公社化後も現行どおりとする。

【考え方】

事業の実施主体が国から国とは異なる法人格の公社に変わる事となるが、公社は、中央省庁改革基本法において国営とされており、国が設置、運営の最終的な責任を負うこと、国の事業という位置付けは変わらないこと、簡易で確実な基

礎的金融サービスを提供するという政策目的の実現を担うという点においても変わりがないことから、国による支払保証を引き続き行うこととする。

なお、この点については、中央省庁等改革基本法の国会審議において、「郵政事業については、今後とも国営を維持することとしていることから、基本的には現行の国の保証と同様に考えていくことが適当」である旨政府答弁されているところである。

イ 郵便貯金の利率

郵便貯金の利率は、法律に定める利率決定の基本原則の枠内で公社が機動的・弾力的に定めて総務大臣に届け出る。総務大臣は、必要最小限の関与として利率の変更命令権を持つ。

【考え方】

事業の経営主体である公社の自律的・弾力的な経営を確保するため、郵便貯金の利率は公社が機動的・弾力的に定めることとするが、その決定に当たっては、

ア 利率決定の基本原則（市場金利の勘案、預金者利益の確保、民間金融機関の預貯金金利配意）は引き続き、法律に規定する。

イ 公社は、上記アの利率設定の基本原則に基づき、総務大臣の認可を受けて利率の決定方針を作成する。

ウ 公社は、上記イの利率の決定方針に基づき、機動的・弾力的に利率を決定し、当該利率を総務大臣に届け出る。

エ 公社の届け出た利率が、不適切であると認められる場合には、総務大臣は、その利率を変更すべきことを命ずることができる。

という仕組みとすることにより、その適正を確保することとする。

ウ 郵便為替、郵便振替の料金

郵便為替、郵便振替の料金は、法律に定める料金設定の基本原則の枠内で公社が機動的・弾力的に定めて総務大臣に届け出る。総務大臣は、必要最小限の関与として料金の変更命令権を持つ。

【考え方】

郵便為替・郵便振替は、民間金融機関において提供される同種の業務と競争関係にあり、国の事実上の独占に属する事業であるとはいえない。このため、現在、郵便為替・郵便振替の料金設定の基本原則とともに法定されている料金の上限額の法定は止め、公社が機動的・弾力的に郵便為替・郵便振替の料金を決定できるようにするが、その決定に当たっては、

ア 料金設定の基本原則（物価その他の経済事情及び少額の送金の利用者の利便参酌、民間の料金水準への配慮等）を法律に規定する。

イ 公社は、上記アの料金設定の基本原則に基づき、総務大臣の認可を受けて料金の上限額を設ける。

ウ 公社は、上記イの料金の上限額の範囲内で、機動的・弾力的に、郵便為替・郵便振替の料金を決定し、当該料金を総務大臣に届け出る。

エ 公社の届け出た料金が、不適切であると認められる場合には、総務大臣は、その料金を変更すべきことを命ずることができる。

という仕組みとすることにより、その適正を確保することとする。

エ 国際郵便為替・国際郵便振替

公社は、総務大臣の認可を受けて、万国郵便連合（U P U）の郵便送金業務に関する約定の非加盟国の国際郵便為替又は国際郵便振替の業務を所管する機関との間で業務を実施できるようにする。

【考え方】

U P U 約定や二国間約定に基づいて総務省（郵政事業庁）が実施している業務は、公社が引き続き実施することとなるが、その一方で、国内事情等により、U P U 約定に加盟していないニュージーランド、ロシア等の国との間の国際郵便為替及び国際郵便振替の業務の実施に対する利用者からの強い要望もある。

この利用者からの要望に応えるため、総務大臣の認可を受けた上で、これらの国の国際郵便為替又は国際郵便振替を所管する機関との間で国際郵便為替及び国際郵便振替の業務を行えるようにする。

（参考）

U P U 約定への非加盟国で、総務大臣の認可を受けて国際郵便為替・振替の交換が想定される主な国としては、ロシア、ニュージーランド、アルゼンチン等がある。

4 簡易生命保険

(1) 現行簡易生命保険制度の骨格

ア 簡易生命保険事業の目的

無診査、職業による加入制限なし、即時払等の簡易に利用できる生命保険を、確実な経営によりなるべく安い保険料で提供し、国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的としている。

イ 商品・サービスの内容

簡易生命保険の種類

簡易生命保険の種類として、終身保険、定期保険、養老保険、家族保険、財形貯蓄保険、終身年金保険、定期年金保険及び夫婦年金保険並びに保険と年金保険の一体型保険を法律で規定している。その詳細については、保険金又は年金の支払態様等の別に保険約款に規定しており、現在、27種類の保険商品を提供している。

また、簡易生命保険に付加できる特約として、疾病又は傷害を直接の原因とする死亡、身体障害、入院等の保障について法律で規定している。その詳細については、保険約款に規定しており、現在、7種類の特約を提供している。

加入限度額

被保険者一人当たりの加入限度額を法令で規定している。

保険金 原則1,000万円（一定の条件に該当する場合は、1,300万円まで）

年金 90万円

特約 災害特約及び介護特約1,000万円、入院保障の特約1,000万円

保険約款

簡易生命保険契約は、簡易生命保険法及び法に基づく命令のほか簡易生命保険約款によることとされており、保険約款では、保険期間、保険料払込期間、加入年齢範囲等の簡易生命保険の個別商品の細目的事項及び保険者(国)と保険加入者との契約条項について規定している。

なお、保険約款は、郵政審議会の議を経て総務大臣が定めている。

ウ 保険料

保険料の計算基礎等

保険料の計算の基礎及び被保険者のために積み立てるべき金額の計算の方法は、総務大臣が定め、官報に公示することを法律で規定している。これらの事項については、保険約款で具体的に定めている。

剰余金の分配

「なるべく安い保険料」で簡易生命保険を提供する観点から、保険料の精算による加入者への還元として、簡易生命保険事業の経営上剰余を生じたときは、加入者に分配することを法律で規定している。剰余金の分配方法等については、保険約款で具体的に定めている。

エ 加入者保護の仕組み

国による支払保証

国は、簡易に利用できる生命保険を全国あまねく提供する役割を担っており、これを確実に履行するために、国の直営事業とするとともに、保険金等の支払について国の保証を付している。

印紙税の免除

簡易生命保険は国民生活に必要な生活保障手段であり、これを提供するにあたって加入者の負担の軽減を図るため、簡易生命保険に関する書類は非課税とされている。なお、印紙税法第5条第2号の規定により、国が作成する文書は非課税とされている。

保険金等の受取権の譲渡・差押禁止

加入者の権利を確保し、その保護を図る観点から、保険金等を受け取るべき権利のうち一定のものについて差押えを禁じている。また、同様の観点から、保険金等を受け取るべき権利の譲渡を禁じている。

審査申立制度

審査申立制度は、簡易生命保険の契約上の権利義務に関する争訟について、簡易な手続きにより費用を要せずに民事訴訟と同様の解決を図る方法として設けられている制度であり、加入者は、郵政審議会簡易生命保険審査分科会に審査申立てをすることにより、無料で審査を受け、第三者の判断としての裁決を得ることができる。

オ 加入者福祉施設

簡易生命保険の加入者の福祉を増進するため、必要な施設を設けることができることとなっている。

(補足説明)

簡易生命保険の加入限度額については、以下の考え方から公社化後も現行どおりとする。

【考え方】

簡易生命保険の加入限度額は、無診査、職業による加入制限なし、即時払等簡易に利用できる基礎的生活保障手段であるとの本旨に沿って設定している。

現行の保険金の加入限度額である被保険者1人当たり原則1,000万円は、昭和52年の加入限度額改定時に勤労者世帯の世帯主が死亡した場合の遺族の必要生

活費等を参考に設定され、今日に至っている。

また、簡易生命保険の保険金の加入限度額は、民間生命保険会社の無診査保険の保険金の加入限度額である被保険者1人当たり原則1,000万円と同じ水準である。

こうした政策目的や制度の趣旨を踏まえ、公社移行後も、簡易生命保険の加入限度額は、引き続き、現行どおりとする。

(2) 公社化に際しての考え方

ア 国による支払保証

簡易生命保険の国による支払保証については、公社化後も現行どおりとする。

【考え方】

事業の実施主体が国から国とは異なる法人格の公社に変わることとなるが、公社は、中央省庁改革基本法において国営とされており、国が設置、運営の最終的責任を負うこと、国の事業という位置付けは変わらないこと、簡易で確実な基礎的生活保障サービスを提供するという政策目的の実現を担うという点においても変わりがないことから、国による支払保証を引き続き行うこととする。

なお、この点については、中央省庁等改革基本法の国会審議において、「郵政事業については、今後とも国営を維持することとしていることから、基本的には現行の国の保証と同様に考えていくことが適当」である旨政府答弁されているところである。

イ 保険約款

保険約款は、総務大臣の認可を受けて公社が作成することとする。

【考え方】

公社移行後、簡易生命保険事業の運営は、国とは別法人の公社が行うこととなるが、総務大臣は引き続き簡易生命保険事業の政策目的の実現に責任を負うことから、保険約款の制定には総務大臣の認可を要するものとすることにより、その適正性を確保することとする。

ウ 保険料の計算基礎等

保険料の計算の基礎及び被保険者のために積み立てるべき金額の計算の方法は、総務大臣の認可を受けて公社が作成することとする。

【考え方】

公社移行後、簡易生命保険事業の運営は、国とは別法人の公社が行うこととなるが、総務大臣は引き続き簡易生命保険事業の政策目的の実現に責任を負うことから、簡易生命保険の保険料の計算基礎及び被保険者のために積み立てるべき金額の計算方法の決定には総務大臣の認可を要するものとするにより、その適正性を確保することとする。

エ 審査申立制度

総務省に設置している審査申立機関（郵政審議会簡易生命保険審査分科会）に代わる裁判外紛争処理機関を公社に設けることとする。

【考え方】

簡易生命保険事業の実施に係る事務は公社に移行することとされていることから、審査申立機関の在り方についても同様の観点から見直すこととし、現行制度に代えて裁判外紛争処理機関を公社に設けることとする。

5 郵便貯金・簡易生命保険の資金運用

(1) 資金運用の現状

ア 運用責任

資金運用は総務大臣が事業の健全経営を目的とし、确实・有利かつ公共の利益にも配慮しつつ行っており、その運用責任は、総務大臣が負う。

運用に係る事務に従事する職員は、職務遂行にあたって、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げること及び秘密保持義務等が課されている。

イ 運用体制

毎年度、総務大臣が郵政審議会に諮問の上、策定・公表する運用計画に従って、安全・确实性を重視した運用を実施している。

フロント、バック、ミドルを分離した運用体制とするとともに、外部人材の登用にも着手している。

ウ 運用対象

債券を中心に、法律に運用対象を限定列挙している。また、指定単への運用については、簡易保険福祉事業団に資金を寄託して実施している。

政府資金として財投計画・地方債計画の一環として地方公共団体貸付を行っているほか、預金者・保険契約者に対する貸付を実施している。個人ローン・企業貸付は行っていない。

エ リスク管理

A L M の観点から、負債特性に合わせた運用期間を選択し、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク等に配慮しつつ運用している。

経営の健全性を確保する観点から、独立したリスク管理担当を設置し、経営上のリスクを定量的に把握・分析し、経営に反映している。

資産負債総合管理

(2) 公社化に際しての考え方

ア 運用責任

資金運用については、事業運営の一環として、公社が責任を負う。また、総務大臣は、公社による資金運用が適切に行われるよう、必要な関与を行う。

【考え方】

公社移行後、郵便貯金・簡易生命保険事業の運営は公社が行うこととなるため、資金運用の実施についての責任は、公社が負う。また、総務大臣は、公社による資金運用について、法令の規定に基づき関与することにより、事業経営の健全性確保及び預金者・加入者の保護を図る。

イ 資金運用における国の関与（運用計画の位置付け等）

公社が策定する運用計画に基づき資金運用を行うこととする。

公社の中期経営計画の一項目として、中期的な運用計画を作成し、総務大臣の認可を受ける。

毎年度の資金配分計画については、公社の作成する年度経営計画の一項目として定め、総務大臣に届け出る。

毎年度の運用実績は、公社の事業報告書の一項目として作成し、総務大臣は、審議会の意見を踏まえ、その評価を行う。

【考え方】

郵便貯金事業、簡易生命保険事業の健全かつ適切な運営を確保する観点から、総務大臣は、公社の資金運用について、法令に基づき検査・監督を実施するほか、運用計画の認可・届出、運用実績の評価等を行う。なお、資金運用は経営の一環として行うものであることから、運用計画は公社の経営計画の一項目として作成する。

ウ 運用対象

法律に限定列挙するという基本的な枠組みを維持しつつ、有価証券の範囲について政令委任する等の制度設計を検討する。

公社において指定単への運用を行うこととするとともに、投資一任契約による特定金銭信託の追加等、委託運用の手法の多様化を検討する。

財投債の市場外での引受け（経過措置期間7年）及び地方公共団体への貸付けについて、引き続き実施する。

【考え方】

公社の行う資金運用について、国会が一定の制度的枠組みを与えるという観点から、引き続き運用対象を法定することとする。なお、公社の資金が政府資金でなくなることで、公社の予算が国会の議決を要しないことも踏まえ、公社による自律的・弾力的な経営を可能にする観点から、年金資金運用基金等を参考に、運用対象等に係る規定の見直しを行う。

また、公社として、財投改革の円滑な実施や地域への資金還元に配慮する必要があるため、財投債での市場外での引受け（経過措置期間7年）及び地方公共団体への貸付けについて、引き続き行う。

なお、公社の資金運用については、地方公共団体への貸付等を除き、市場を通じて、国債、地方債等に引き続き安定的に資金提供していくこととなる。

6 その他の主な業務

(1) 印紙の売りさばき

郵便局では、6種類の印紙（収入印紙、雇用保険印紙、健康保険印紙、自動車重量税印紙、特許印紙、登記印紙）の売りさばきを行っている（総務省設置法第4条第79号及び印紙をもつてする歳入金納付に関する法律）ところであり、公社においても、現在郵便局で売りさばいている種類の印紙の売りさばきを引き続き行うこととする。

(2) 国庫金の取扱い

前述第3章3為替貯金(1)オ のとおり

(3) 国債窓販その他の業務

前述第3章3為替貯金(1)オ のとおり

(4) その他受託業務

郵便局では、上記の他、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、日本放送協会、国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫又は国家公務員共済組合連合会から委託された業務、国際電信電話株式会社から委託された電報の取扱いに関する業務、旅行小切手の受託販売に関する業務、金融機関から委託された金銭の受入れ又は払渡し等に関する業務、受託銀行等から再委託された当せん金付証票の売りさばき及び当せん金の支払又は交付に関する業務及び損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保険募集に関する業務等の受託業務を行っている。

公社においては、上記の受託業務を引き続き行えるようにするとともに、本来業務に支障の無い範囲で、郵便局ネットワークを活用する観点から、郵便事業のノウハウを活用するものとして、公社が行うことが適切であると認められる受託業務を行えることとする。

第4章 公社化により期待される効果

第3章までの議論を踏まえ、郵政事業の公社化により大きく変わる点及びこれによりもたらされるメリットは以下のように整理される所であり、このようなメリットが最大限に発揮され、国民利用者の利益の増進が図られることが期待される所。

1 公社の業務

(1) 機動的・弾力的なサービスの提供等

公社への移行に伴い、商品・サービスの提供条件や料金等従来は法令に規定されていた事項について、公社化後は法令の範囲内で公社が認可等を受けて定めることとなるとともに、予算等の制約が緩和されることにより、機動的・弾力的なサービスの提供、料金の改定が可能となり、利用者の利便の向上が図られる。

また、採算性を考慮の上ではあるが、郵便局ネットワークを活用し、ひまわりサービスの実施等、地域社会への貢献を深めていくこととする。

(2) 業務委託の推進

公社の業務について、市場原理に則り外部に委託するほうが効率的な場合には、積極的に委託を推進することにより、経営の効率化が図られる。

(3) 民間企業への出資

公社の業務委託先や公社の業務と密接に関連する事業に対し出資を行えるようにすることにより、経営の効率化やサービスの向上が図られる。

2 公社の運営・管理

(1) 中長期的視点に立った経営による業務、サービスの改善

公社の長が4年間の任期の間一貫して経営に専念できる体制がとられることにより、中長期的視点に立った経営が可能となり、国民利用者の視点に立った適切な業務運営やサービスの改善が図られる。

(2) 自律的かつ弾力的な公社経営（企業的経営手法の導入）による経営の効率化等

事業の実施主体が国から公社に移行することに伴い、組織、予算、定員等国の行政機関であることに起因する制約から外れ、自律的かつ弾力的な経営（企業的経営手法の導入）が可能となる。これらによって、経営の効率化（独立採算制の下における事業の健全経営）やサービスの改善が図られる。また、地方組織に柔軟に権限を委譲することにより、従来以上に地域に密着したサービスの提供を行うことも可能となる。

3 会社の財務・会計

(1) 企業会計原則の導入

企業会計原則の導入により、郵政事業の「企業」としての財政状態・経営成績が国民にわかりやすい形で開示される（具体的には、企業会計原則の導入により、従来認識していなかった負債（退職給付引当金等）や資産（棚卸資産、リース資産等）の計上、発生主義の徹底による期間損益認識の変更、キャッシュフロー計算書の作成、連結財務諸表の作成等が行われることとなる）。これにより、適切な業績評価が可能となり、経営責任の明確化、業務運営・サービスの改善に資することとなる。

また、セグメント情報として事業別の財務書類を作成・開示することにより、性格の異なる事業を兼営する法人としての説明責任が全うされる。

(2) 外部監査の導入

公認会計士等による外部監査の導入により、会社の作成・開示する財務情報の合規性、合法性が中立的・客観的な会計専門家の立場から確認され、透明性が向上する。

(3) 予算及び会計に関する統制の緩和

予算の国会議決の対象外となるとともに、国の会計法令の適用から外れることにより、予算の繰越し・移流用、複数年度にまたがる契約など弾力的な業務運営が可能となり、より効率的な業務運営が図られる。

4 会社の人事制度

(1) 経営上必要な人材の採用

会社自らの責任と判断により経営上必要な人材の採用を行うため、会社が採用試験を実施するとともに、専門能力等を有する民間の人材を積極的に登用することにより、人的基盤の強化、組織の活性化を図り、もって経営の効率化やサービスの向上に資する。

(2) 適材適所の人事配置、競争原理による任用等の実現

透明性、信頼性、納得性の高い人事評価を行い、意欲、能力、実績に基づく適材適所の人材配置、競争原理の働く任用・登用の実現により、職員の意欲を高め、もって経営の効率化やサービスの向上に資する。

(3) 人件費支出における自律性・弾力性の向上

予算の国会議決の対象外となること等により、公社自らの経営判断による人件費の弾力的・計画的・効果的使用が可能となり、経営の効率化に資する。

(4) 意欲を高めるための給与制度

公社の業績、職員の発揮した能力・実績を反映する給与制度の導入により、職員の意欲・能力を存分に発揮させ、もって経営の効率化やサービスの向上に資する。

1 参入の意義と課題

(1) 競争の意義

- 競争導入が利用者にもたらす影響（サービスの多様化、料金への影響等）
- 競争進展が公社の郵便事業に与える影響（効率化の促進、事業財政への影響等）

(2) 郵便のユニバーサルサービスについて

- ユニバーサルサービスを国が保障すべきか。それとも市場原理に委ねてよいのか。
- ユニバーサルサービスの水準をどう考えるか。

...現在、郵便事業は、一通一通の郵便物を、平日は毎日、均一料金で、全国どこでも引き受けてどこへでも配達

2 具体的検討課題

- (1) 現在国の独占である信書について、競争導入の意義及びユニバーサルサービスの確保の観点から、その自由化についてどのように考えるべきか。
- (2) 参入事業者に対して、信書の秘密、取扱事業者の明示、誤配時の処理等利用者利益を保護するなどの観点からどのような措置を講ずべきか。また、ユニバーサルサービス確保の観点から、参入事業者に対して期待、要請すべき点として何が考えられるか。
- (3) 公社と参入事業者の間の公正競争条件の整備についてどのように考えるべきか。
- (4) 民間参入による競争の導入に対応して、公社も機動的・弾力的にサービス改善を図ることが可能となるように、料金設定、出資等の面で公社の経営の自由度の拡大を検討すべきではないか。
- (5) 独占の対象である信書概念及び具体的対象について、関係者によりわかりやすい制度及び運用とする観点から検討すべき点は何か。
- (6) 民間参入を踏まえて、現行の第三種郵便物等の政策的料金減免制度の取扱いについてどのように考えるべきか。
- (7) 公社の有する郵便ネットワークインフラの参入事業者による有効利用についてどのように考えるべきか。
- (8) その他

(参考)

郵便事業の現状

1 利用状況

ア 総引受郵便物数（平成12年度）

265億3,089万通・個（対前年度 1.5%増）

（国民1人当たり 210通・個）

種 別	通・個数	対前年増加率
第1 内国	264億2,490万通・個	1.5%
1 通常	261億1,442万通	1.6%
(1) 普通通常	254億7,007万通	1.8%
第一種（封書）	131億5,161万通	1.9%
第二種（はがき）	75億1,881万通	4.0%
第三種（認可を受けた定期刊行物）	10億8,664万通	3.2%
第四種（通信教育等）	3,612万通	3.1%
年賀	36億1,518万通	0.9%
選挙	6,171万通	27.3%
(2) 特殊	6億4,435万通	5.0%
2 小包	3億1,048万個	2.8%
(1) 一般	1億5,487万個	0.6%
(2) 冊子	1億5,561万個	6.0%
第2 国際	1億0,599万通・個	6.2%
1 通常	9,592万通	7.2%
2 小包	167万個	16.7%
3 国際スピード郵便（EMS）	840万通	9.7%

イ 配達状況（平成12年物数調査結果等）

1日当たり配達郵便物数 約7,578万通・個

1日当たり配達箇所数 約3,060万箇所

（全世帯・事業所の57.1%）

ウ 郵便物（普通扱いの封書・はがき）の利用構造

郵便物の差出人

事業所 80.0% 私人 20.0%

郵便物の内容

金銭関係 28.5% ダイレクトメール 25.9%

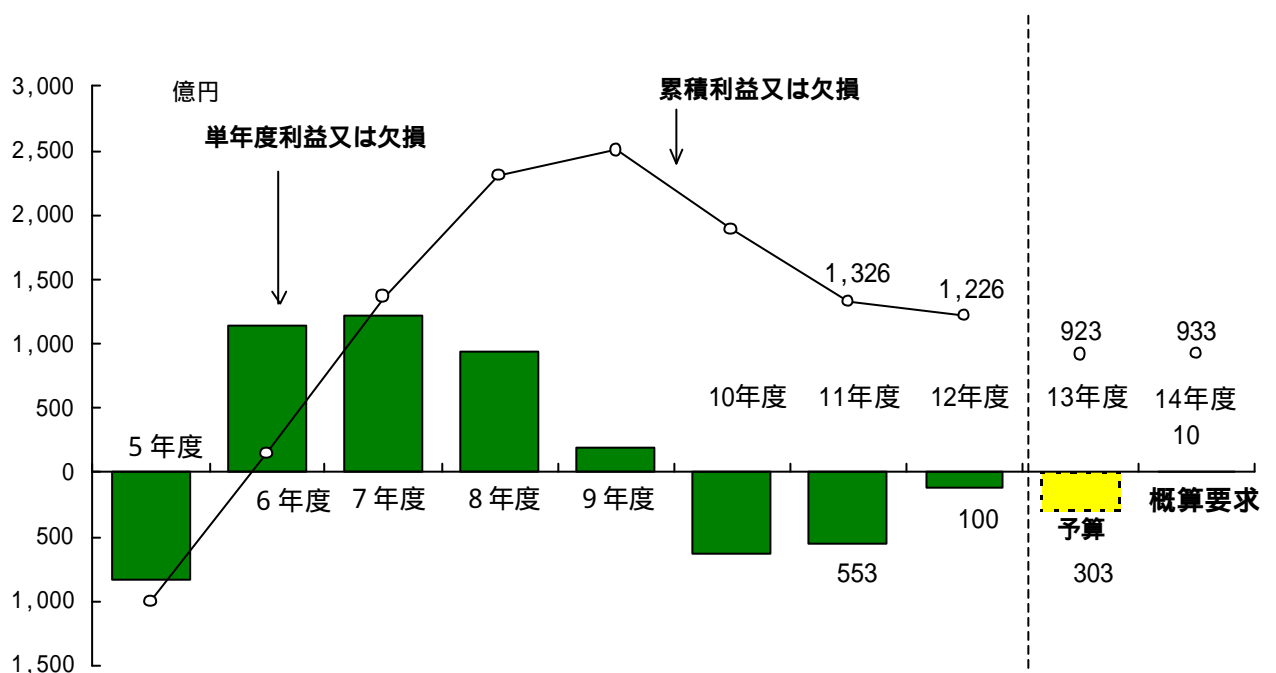
行事・会合案内 11.5% その他(業務用通信 10.5%、消息挨拶 9.0%)

注：平成3、6、9、12年の調査結果の平均。

2 損益状況

ア 平成6年度以降黒字で推移していたが、平成9年度の消費税率改定の際に郵便料金を据え置いたこと（毎年約400億円の負担増）や景気の影響等により、平成10年度以降単年度赤字を計上。しかし、効率化等の経営努力により赤字幅は年々縮小の傾向。平成12年度末の累積損益は1,226億円の黒字。

イ 平成13年度以降においては、平成12年度より更に損益を改善し、黒字となるよう取り組んでいく考え。



為替貯金事業の現状

1 利用状況

郵便貯金保有世帯 約 3,580 万世帯

郵便貯金取扱件数（平成 12 年度）

	受払等件数	1日当たり 受払等件数	郵貯利用世帯の 1世帯当たり 利用件数
郵便貯金	214,802 万件	873 万件/日	59.9 件/年
郵便振替	132,463 万件	538 万件/日	36.9 件/年

注：1 郵便貯金は、通常貯金、定額・定期貯金の合計。

2 郵便振替は、払込み、振替、払出しの合計。

2 A T M設置状況等

郵便貯金 A T M（平成 12 年度末） 25,520 台

提携金融機関の利用可能 A T M等 約 89,500 台

（提携金融機関数 2,032 社（平成 13 年 7 月末日現在））

（参考）証券会社 A T M（提携 13 社計） 約 600 台

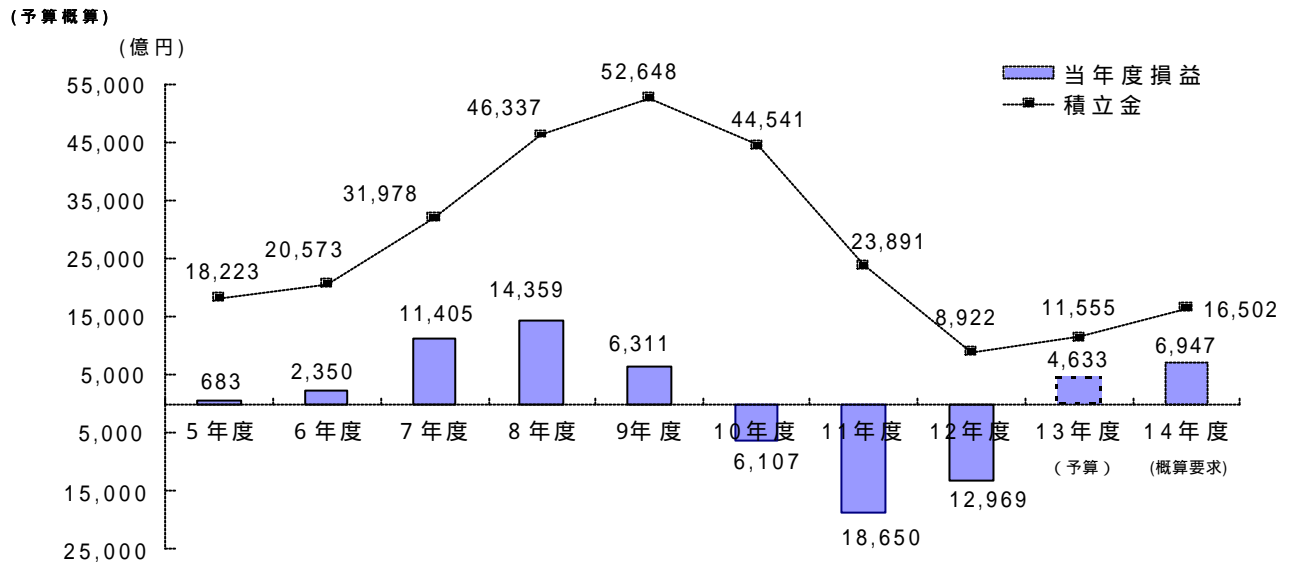
生命保険会社 A T M（提携 10 社計） 約 700 台

3 郵便貯金残高

年 度	残 高
11（1999）決算	260 兆円
12（2000）決算	250 兆円
13（2001）予算	234 兆円
14（2002）概算要求	230 兆円

4 損益状況

平成 10～12 年度の間は、過去に資金運用部に預託した高金利の預託金が満期となり、収益が大幅に減少することにより 3 年連続の赤字となるが、平成 13 年度には、平成 2 年度及び 3 年度の高金利の定額貯金が全て満期を迎え、費用が大幅に減少するため、黒字に転ずる見通し。



注：1 10～12 年度の赤字は、過去に資金運用部に預託した高金利の預託金が満期を迎え、現在の低金利の預託金に振り替わったため、預託金利子収入が大幅に減少したことなどによるもの。

2 10～14 年度は、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成 10 年法律第 137 号）第 2 条の規定により、旧国鉄長期債務処理に協力するため、前年度からの積立金を各年度 2,000 億円減額し、合計 1 兆円を一般会計へ特別に繰り入れることとなっている。

簡易生命保険事業の現状

1 利用状況

簡易保険利用世帯 約 2,900 万世帯

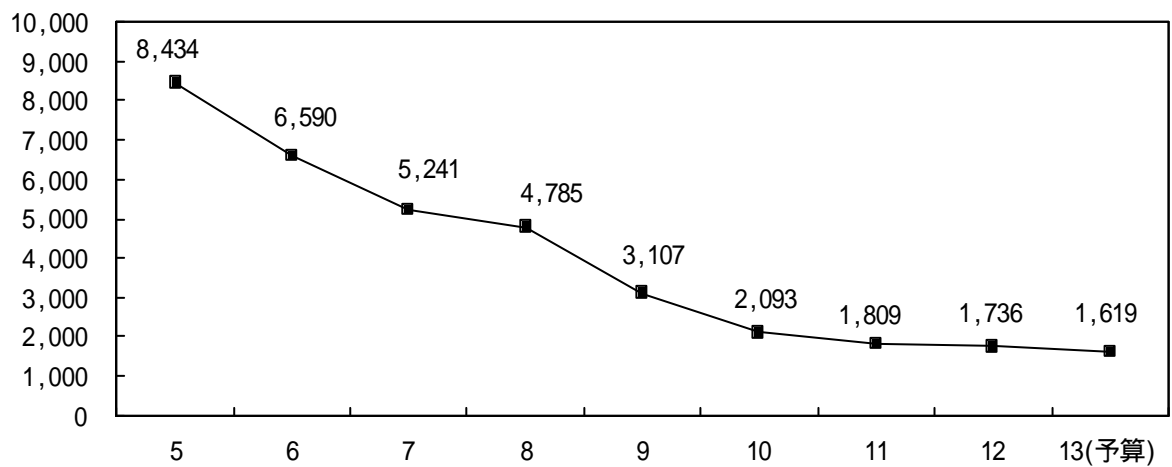
保有契約（平成 12 年度末）

保有契約種類		保有契約件数（万件）
保 険	終身	1,210
	定期	29
	養老	6,659
	普通養老	3,404
	特別養老	1,259
	学資	1,259
	その他	738
	その他	64
合計	7,962	
年金	714	
合計	8,676	

（注）四捨五入のため、計算上不一致のところがある。

2 損益状況

平成 12 年度は、保険料収入等の収益が増加したものの、満期保険金の増加等により、費用が収益を若干上回って増加したため、剰余金は前年度に比べ 73 億円減の 1,736 億円を計上。平成 13 年度も安定的に剰余金発生の見込み。



その他の主な業務の現状

印紙の販売

収入印紙、雇用保険印紙、健康保険印紙、自動車重量税印紙、特許印紙、登記印紙の販売

・販売額：24,901億円

年金及び恩給の支払その他の国庫金の受払い

恩給、援護年金、福祉年金、厚生年金等、児童扶養手当等の支払、国税、交通反則金、電波利用料等の受入れ及び国税還付金等の支払

・取扱件数：7,335万件

国債の募集の取扱い等

国債の募集の取扱い及び元利金の支払

・取扱件数：116万件、販売額：29,266億円

N T T東日本、西日本から委託された業務（公衆電話の維持・管理）

・取扱件数：5,135台

N H Kから委託された業務（放送受信契約の締結・変更・解約の取次ぎ、放送受信料の集金）

・取扱件数：183万件

国家公務員共済組合連合会の長期給付金の支払

・取扱件数：190万件

旅行小切手の販売

・取扱件数：7万件、販売高：718千万円

A T M提携サービス

- ・提携金融機関数：2,037（13年6月11日現在）
- ・利用件数：3,998万件、利用金額：24,365億円
（郵便局A T M利用と提携金融機関A T M利用の合計）
- ・資金決済状況（12年4月～13年3月の1か月平均）
郵便局から提携民間金融機関：1,101億円
提携民間金融機関から郵便局：929億円

宝くじの販売等

・販売枚数：591万枚、販売金額：175千万円

原動機付自転車等自賠償保険の受託販売（平成13年10月より）

下線部は、郵便局においてのみ取り扱いがされているもの。児童扶養手当等については特別児童扶養手当が、郵便局においてのみ取り扱われている。

また、収入印紙、自動車重量税印紙、特許印紙、登記印紙については郵便局又は郵便局から委託された者においてのみ取り扱われている。

取扱件数、額は平成12年度。